

第3章

都市づくりの基本方針

1 まちづくりの基本理念・方針

(1) まちづくりの基本理念

立地適正化計画でのまちづくりの基本的な理念を設定するにあたり、上位計画である「第5次基山町総合計画」での全体構想及び「基山町都市計画マスタープラン」での将来都市構造を整理します。

① 第5次基山町総合計画での全体構想

基山町の将来像である「アイが大きい基山町」～住む人にも訪れる人にも満足度 No.1 のまち基山の実現～と、それを実現するための重点戦略『K-プロ』(3つの戦略と5つのプロジェクト)を新、基山構想(基本構想)と位置付け、基本計画と連動して取り組んでいきます。

総合計画での基本構想



[基本計画]

まちづくりの方向性

自然

+

idea

基山町の自然と開発が調和したまち

ホタル舞う水辺や基山(きざん)での草スキーなど基山町の豊かな自然は町民の誇りです。この自然環境を活かしながら、九州で最も集客力を持つ「基山PA」を有するまちとして、魅力的な集客拠点や宅地整備などに力を注ぎ、人が集まる基山町を創出していきます。

教育

+

idea

オール基山で人を育てる教育力の高いまち

基山町はスポーツに、文化芸術に、多くの人材を輩出しているまちです。今後は、総合的な教育力の高さを基山町の特性にできるよう、地域の多彩なキャリア層や、新図書館の活用など様々な方面から学習の場を創出していきます。

にぎわい

+

idea

「基山発」を生み出すアイデアのあるまち

基山町の産業については高齢化、後継者不足、雇用など様々な問題を抱えています。今後は新たな価値を産むブランド化や地産地消、第六次産業、民間力の投入などアイデアを効果的に活用しながら、ヒト、モノ、カネが循環するまちを創出していきます。

安心安全

+

idea

基山町に住む人を大切にするまち

高齢化が進む基山町において、福祉環境の充実是最も重要な責務です。高齢者の移動手段や集いの場などを充実させ、元気な高齢者が多い基山町の良さを継続していきます。また子育て支援や防災など、さらに地域力を強化し、支え合うまちを創出していきます。

協働

+

idea

基山町のために結束できるまち

「基山町まちづくり基本条例」を推進していますが、地域間においても様々な問題を抱えており、行政、町民間においても情報発信・共有が不十分な状況にあります。真の協働のまちをめざして、改めて町民主体の結束のまちを創出していきます。

施策体系

- 1 土地利用
- 2 まちなみ環境
- 3 集客拠点整備
- 4 交通基盤整備

- 1 学校教育
- 2 基山式まなび
- 3 スポーツ
- 4 文化財の利活用

- 1 農林業
- 2 工業
- 3 商業
- 4 観光
- 5 基山発

- 1 子育て支援
- 2 高齢者支援
- 3 障がい者(児)支援
- 4 健康・医療
- 5 防犯・防災

- 1 まちの結束
- 2 人権・男女共同参画
- 3 情報公開
- 4 行財政

「+idea」は住民の皆さんの意見や思いを盛り込んでいることを表しています。

出典：第5次基山町総合計画

② 基山町都市計画マスタープランでの将来都市構造

都市計画マスタープランにおいては、将来像の実現に向けて様々な施策や事業を展開していく基本的な骨組みを、将来のまちのすがたとして「拠点」、「軸」、「ゾーン」の3つで構成しています。

●拠点

⇒都市機能が集積し、人々の活発な交流を図る地区

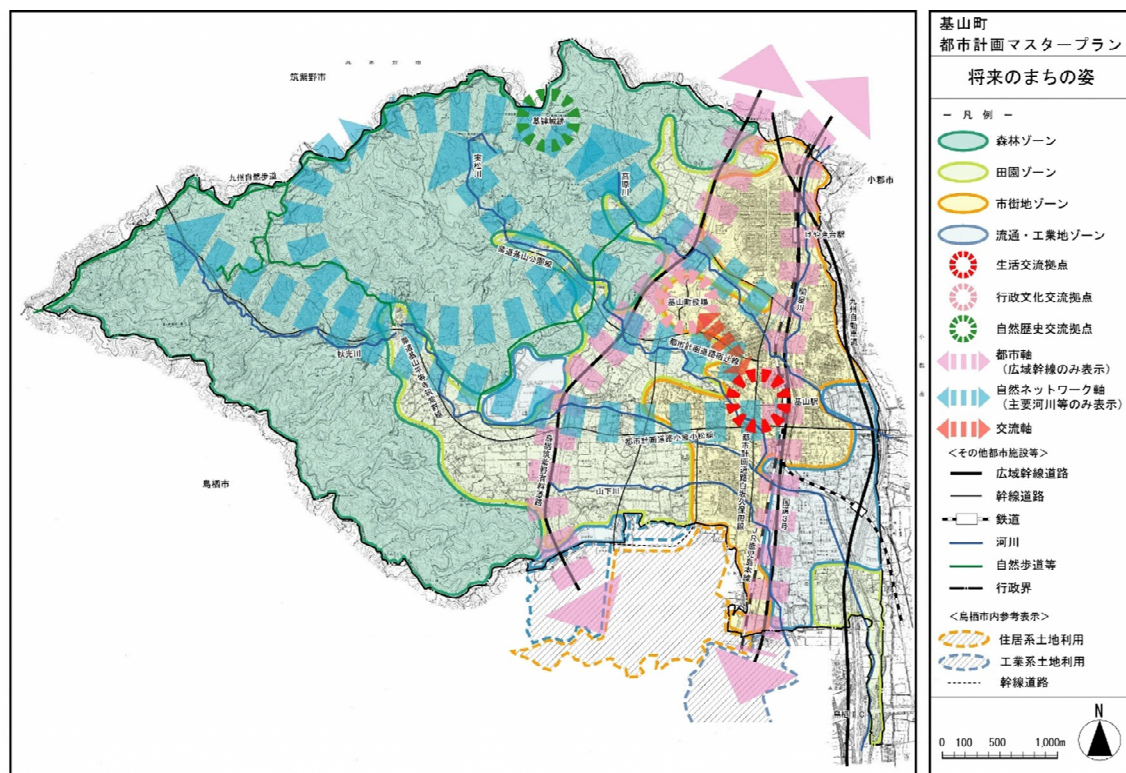
●軸

⇒町内外の交流や結びつきを強めるネットワークを形成する道路や河川沿い

●ゾーン

⇒土地利用等のまとまりや共通の特性を持つ場所

都市計画マスタープランでの将来都市構造図



出典：基山町都市計画マスタープラン

整理した基本方針を踏まえ、立地適正化計画で引き継ぐべき項目を抽出し、基山町立地適正化計画における基本理念を以下のとおり設定します。

上位・関連計画	立地適正化計画で引き継ぐべき項目
第5次基山町 総合計画	「自然+idea」基山町の自然と開発が調和したまち 「安心安全+idea」基山町に住む人を大切にするまち
基山町都市計画 マスタープラン	●生活交流拠点 交通結節、商業、業務、文化、住宅等の機能集積により、便利で質の高い生活を提供する場 ●行政文化交流拠点 行政サービス、福祉、文化等の機能集積を活かし、文化性の高い環境を提供する場 ●都市軸 町内外の拠点を相互につなぎ、人やモノの交流を促し活力を高める軸 ●交流軸 町内の拠点を相互につなぎ、交流を促し魅力を高める軸 ●市街地ゾーン 住宅をはじめ店舗等が立地する市街地



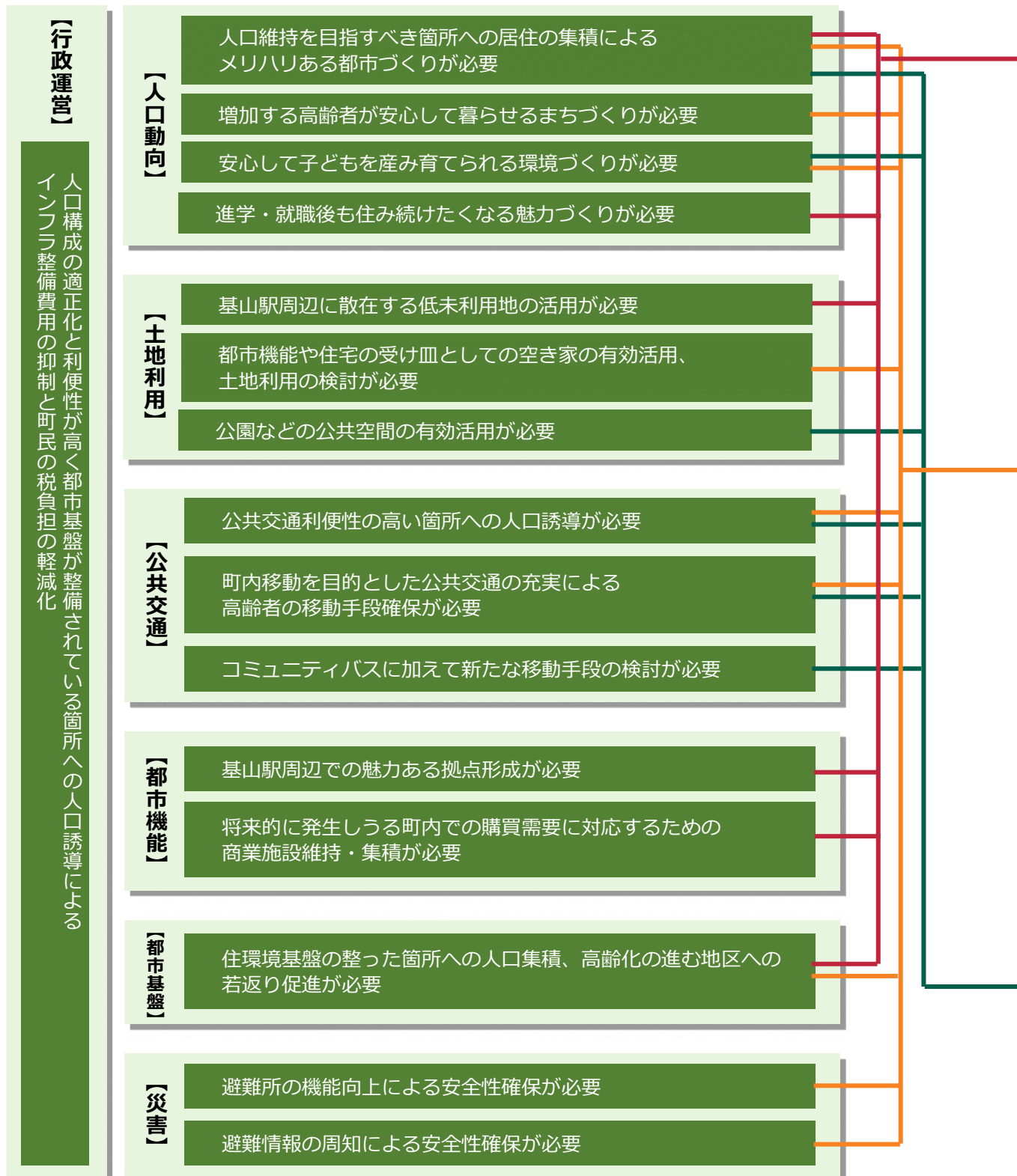
「基山町立地適正化計画」における基本理念

コンパクトで持続可能なトカイナカ 基山町

※「トカイナカ」とは都会生活の利便性と田舎暮らしの愉しみを両立できるエリアの造語です。基山町は福岡市や鳥栖市、久留米市等へのアクセス性も良く、便利な立地でありながらのびのびと暮らせる環境が最大のメリットであり、将来的にこのような生活環境を維持することを目的に、基本理念を掲げました。

(2) まちづくりの方針

整理した課題点を踏まえ、まちづくりの方針（本計画のターゲット）を設定します。



【拠点エリアへの都市機能誘導】

- 将来的に発生する人口減少下においても現状の利便性を維持するためには、各拠点において必要機能の維持・集積を図り、魅力ある拠点を形成することが重要です。
そのため、各拠点の特性を踏まえた都市機能の誘導を図り、性質に合わせた魅力ある拠点の形成を目指します。

【利便性の高い箇所への人口誘導、安全性の強化】

- 基山町の人口はおおむね横ばいに推移していますが、これらは移住定住施策が功を奏しているものであり、将来的に密度を維持していくためには移住定住施策を通じて誰もが住みやすい居住環境の整備を図ります。
- 居住誘導を図る際にも、空き家等を活用するほか人口維持を図るための受け皿を確保し、交通利便性が高く都市基盤等が整備された利便性の高い箇所に誘導することによって、市街地の低密度化を防ぐことが必要となります。
そのため、利便性の高い箇所への人口誘導を図り、暮らしやすい住環境の形成を目指します。
- 良好な住環境が形成されているけやき台においては、高齢化率の増加が特に顕著であり、将来的にコミュニティの衰退や若基小学校の児童数減少が予測されるため、子育て世代の積極的な誘導による地域の若返りを図ります。
- 基山町は町外に通勤通学している人も多い一方で町外から通勤通学している人も多いため、町外から通勤通学している人の町内への人口誘導を図ることで人口の低密度化を抑制します。
- 基山駅南側エリアにおいては、豪雨災害が発生した際に浸水被害が想定されています。これらの地域において安全な住環境を形成するためには、避難情報の周知や避難所の機能向上を目指します。

【公共交通を利用しながら歩いて健康的に暮らせるまちづくり】

- 基山町の強みとして、近隣市町に容易にアクセスできる利便性があります。
その一方で町内を移動する手段はコミュニティバスやタクシーのみとなっています。
- 将来的に高齢者人口が増加し、自動車の運転ができなくなる人も増加する見込みであることから、自家用車に過度に依存せずに公共交通を通じて歩いて暮らせるまちづくりが必要となります。
そのため、公共交通の充実や中心市街地への住み替えなどによって、高齢者も健康的に暮らせる環境づくりを目指します。
- 町全体をフィールドとしたウォーキングの定着を図り、健康的に暮らせるまちづくりを進めます。
- 公園などの公共空間をイベント等で活用することにより、地域住民のコミュニティを活性化させ、居住環境の向上を目指します。

2 将来の目指すべき方向性

(1) 将来のまちの姿

立地適正化計画は都市計画マスタープランの高度化版であるため、都市計画マスタープランとの整合性を図りつつ、2章で整理した課題点やまちづくりの方針を踏まえ、将来のまちの姿を設定します。

なお、立地適正化計画は人口減少に対応した集約型都市構造のあり方を位置付ける計画であることから、都市計画マスタープランで整理されている「拠点」、「軸」、「ゾーン」のうち、以下の箇所について方向性を設定します。

【拠点】

- 生活交流拠点（基山駅周辺）
- 行政文化交流拠点（基山町役場周辺）

※けやき台駅周辺においては、都市計画マスタープラン上の拠点に位置付けられていませんが、公共交通利便性が高く、周辺エリアの利便性向上について整理すべき箇所であるため、拠点形成の方向性を合わせて検討します。

【軸】

- 都市軸（JR 鹿児島本線）

【ゾーン】

- 市街地ゾーン

【拠点】

① 生活交流拠点（基山駅周辺）

〔都市計画マスタープランでの位置づけ〕

生活交流拠点

- ・基山駅周辺の商店街や旧町役場周辺を生活交流拠点とし、交通結節機能をはじめ、商業、業務、文化、住宅等の機能集積により便利で質の高い生活環境を提供していきます。

交通結節点

- ・基山駅周辺における駐車・駐輪場の確保、さらに基山駅への公共交通機関による利用の利便性向上のための、路線バスを含めたバス交通運行のあり方について検討します。



〔立地適正化計画での方向性〕

中心市街地として都市機能を集積すべきエリアであるため、都市機能誘導区域の設定を検討します。

② 行政文化交流拠点（基山町役場周辺）

〔都市計画マスタープランでの土地利用の方向性〕

- ・基山町役場、保健センター、町民会館周辺を行政文化交流拠点とし、行政サービス、福祉、文化等の機能集積を生かし、文化性の高い環境を提供していきます。



〔立地適正化計画での方向性〕

行政機能、文化・福祉機能の集積・充実を図るエリアであるため、都市機能誘導区域の設定を検討します。

③ けやき台駅周辺

【都市計画マスタープランでの土地利用の方向性】

- ・ 位置づけなし



【立地適正化計画での方向性】

都市機能施設の集積はあまりないものの、周辺エリアは良好な住環境が形成されており、これらのエリアに居住する人たちの利便性向上を目指す観点から、都市機能誘導区域の設定を検討します。

【軸】

① 都市軸（JR 鹿児島本線）

【都市計画マスタープランでの位置づけ】

- ・ 人やモノの交流を促し、活力を高めていきます。



【立地適正化計画での方向性】

鉄道駅周辺に人口誘導と鉄道駅へのアクセス性向上を図ることで、公共交通の利用者維持による利便性の維持を図ります。

【ゾーン】

① 市街地ゾーン

【都市計画マスタープランでの位置づけ】

- ・ 快適な住環境、利便性の高い商業、業務環境を維持、形成していきます。



【立地適正化計画での方向性】

将来的な人口動向や公共交通の利便性、都市基盤の整備状況を踏まえ、居住誘導区域の設定を検討します。

第4章

都市機能誘導区域の設定

1 都市機能誘導区域の設定方針

市街化区域内の拠点ごとに望ましい区域像としてコンセプトを設定するとともに立地が望まれる施設を設定することで、区域設定と誘導の考え方を整理します。

(1) 都市機能誘導区域設定の基本的な考え方

都市機能誘導区域は、福祉・子育て・医療・商業等の様々な都市機能について、都市の拠点となる地区に誘導・集約することにより、各種サービスの効率的な提供を図り、拠点として位置づけられているエリアの求心力向上が望まれます。

「立地適正化計画作成の手引き（国土交通省）」では、都市機能誘導区域の望ましい区域像として、以下の考え方が示されています。

■ 都市機能誘導区域の望ましい区域像（立地適正化計画の手引きより引用）

（望ましい区域像）

- ・各拠点地区の中心となる駅、バス停や公共施設から徒歩、自転車で容易に回遊することが可能で、かつ公共交通施設、都市機能施設、公共交通の配置、土地利用の実態等に照らし、地域としての一体性を有している区域

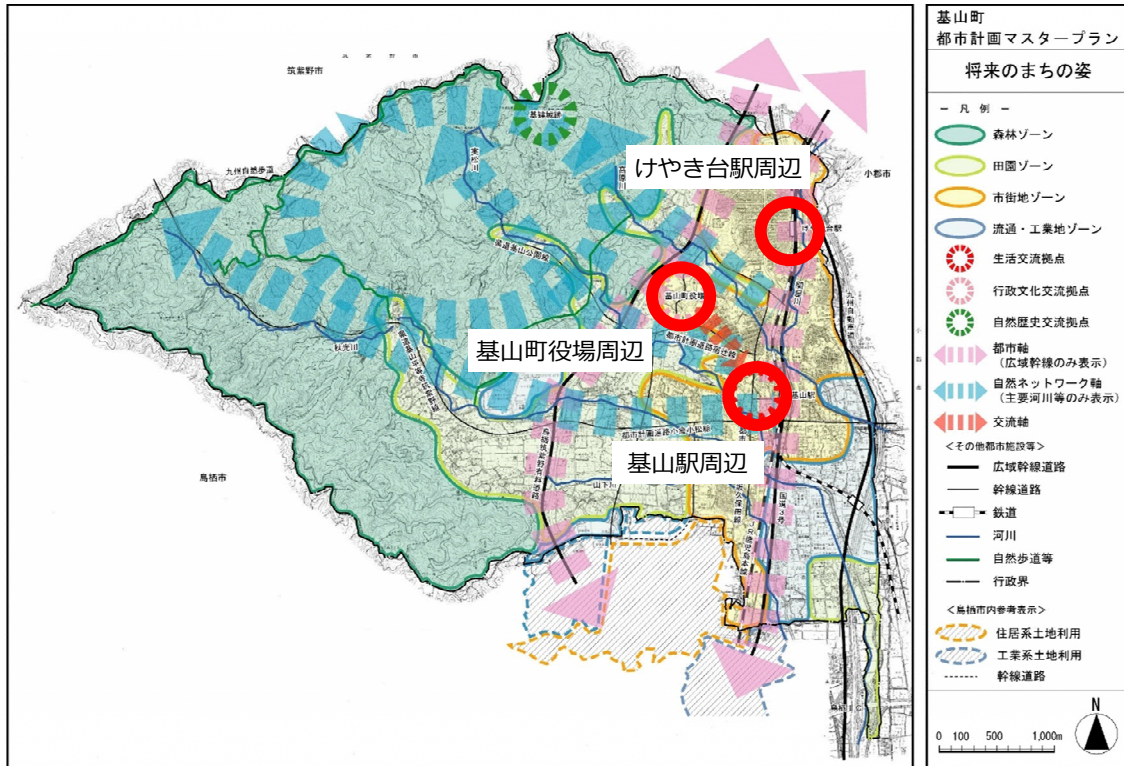
（定めることが考えられる区域）

- ・鉄道駅に近い業務、商業等が集積する地域等、都市機能が一定程度充実している区域
- ・周辺からの公共交通によるアクセスの利便性が高い地域

(2) 基山町において都市機能誘導区域を設定する箇所

第3章で整理した結果を踏まえ、基山町においては都市計画マスタープランにおいて「生活交流拠点」に位置付けられている基山駅周辺と「行政文化交流拠点」に位置付けられている基山町役場周辺、公共交通利便性が高く、周辺エリアの利便性向上を目指すべきけやき台駅周辺において都市機能誘導区域を設定します。

都市機能誘導区域を設定する箇所



出典：基山町都市計画マスタープラン

(3) 都市機能誘導区域のコンセプトと区域の設定方針

都市機能誘導区域を設定する基山駅周辺、基山町役場周辺、けやき台駅周辺における拠点の特性を整理した上で、目指すべき拠点形成の方向性を整理します。

《基山駅周辺》

＜地区の現状と課題＞

- ・基山駅周辺は低未利用地が散在しており、中心市街地のポテンシャルを活かしきれていない状況です。
- ・基山駅周辺においては都市機能の集積がみられますが、将来的に人口減少による施設の移転・撤退が懸念されます。



＜目指すべき方向性＞

- ・低未利用地の集約や適正配置を図りながら、基山町の中心市街地として必要な都市機能の集積を目指します。
- ・都市機能誘導区域は、日常生活サービス圏をベースに、現状の施設立地状況を踏まえて整理します。
- ・日常生活サービス圏外においても、基山駅周辺から商業施設が連続して立地している箇所においては、一体的な賑わいを維持する観点から都市機能誘導区域に含めます。

《基山町役場周辺》

＜地区の現状と課題＞

- ・行政文化機能が集積している一方で、公共交通による周辺エリアへのアクセス性は決して良くない状況です。



＜目指すべき方向性＞

- ・既存の公共施設の維持を図ることで、基山町の行政文化交流拠点としての役割を維持します。
- ・基山駅との公共交通によるアクセス性を強化し、基山駅周辺との連携強化を図ります。
- ・都市機能誘導区域については基山町役場の徒歩圏（800m）をベースに、公共施設の立地状況を踏まえて整理します。

《けやき台駅周辺》

＜地区の現状と課題＞

- ・良好な住環境が形成されている一方で、周辺市に大規模小売店舗が立地していることもあり、駅周辺には利便施設があまり立地していません。
- ・良好な住環境を維持しながら若者世代が子育てをしやすく、高齢化する住民も暮らしやすい環境を目指すためには、地区内においても日常的に利用ができる都市機能の集積が望まれます。



＜目指すべき方向性＞

- ・周辺市に大規模小売店舗が立地していることから、当該エリアにある程度の規模を持った施設の立地は現実的ではありません。
- ・周辺エリアの利便性向上を目指すため、小規模な都市機能（コンビニエンスストア、福祉施設等）の誘導を目指します。
- ・都市機能誘導区域についてはけやき台駅の徒歩圏（800m）をベースに、施設立地が可能な箇所の状況から整理します。

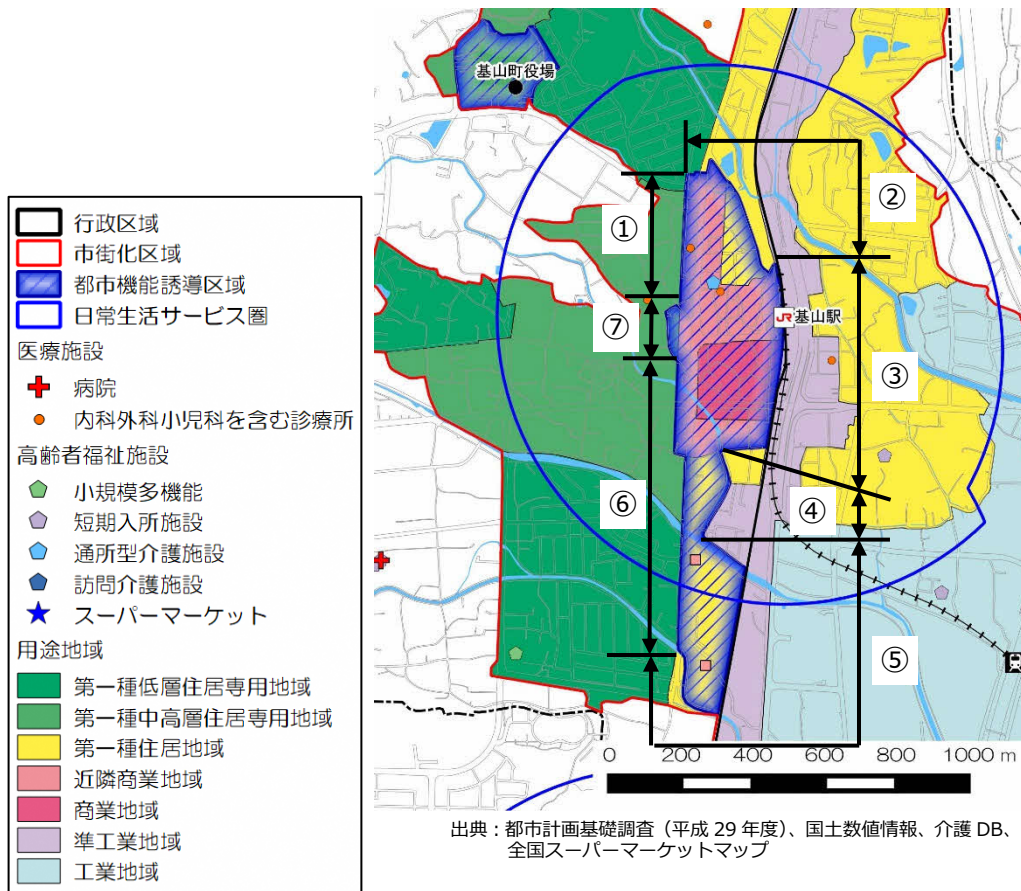
2 都市機能誘導区域の設定

都市機能誘導区域を設定する箇所の現状や将来動向を把握し、以下の区域設定の考え方に基づき、都市機能誘導区域を設定します。

(1) 基山駅周辺都市機能誘導区域

基山駅周辺都市機能誘導区域については、基山駅周辺の日常生活サービス圏を踏まえ、以下の考え方によって設定します。

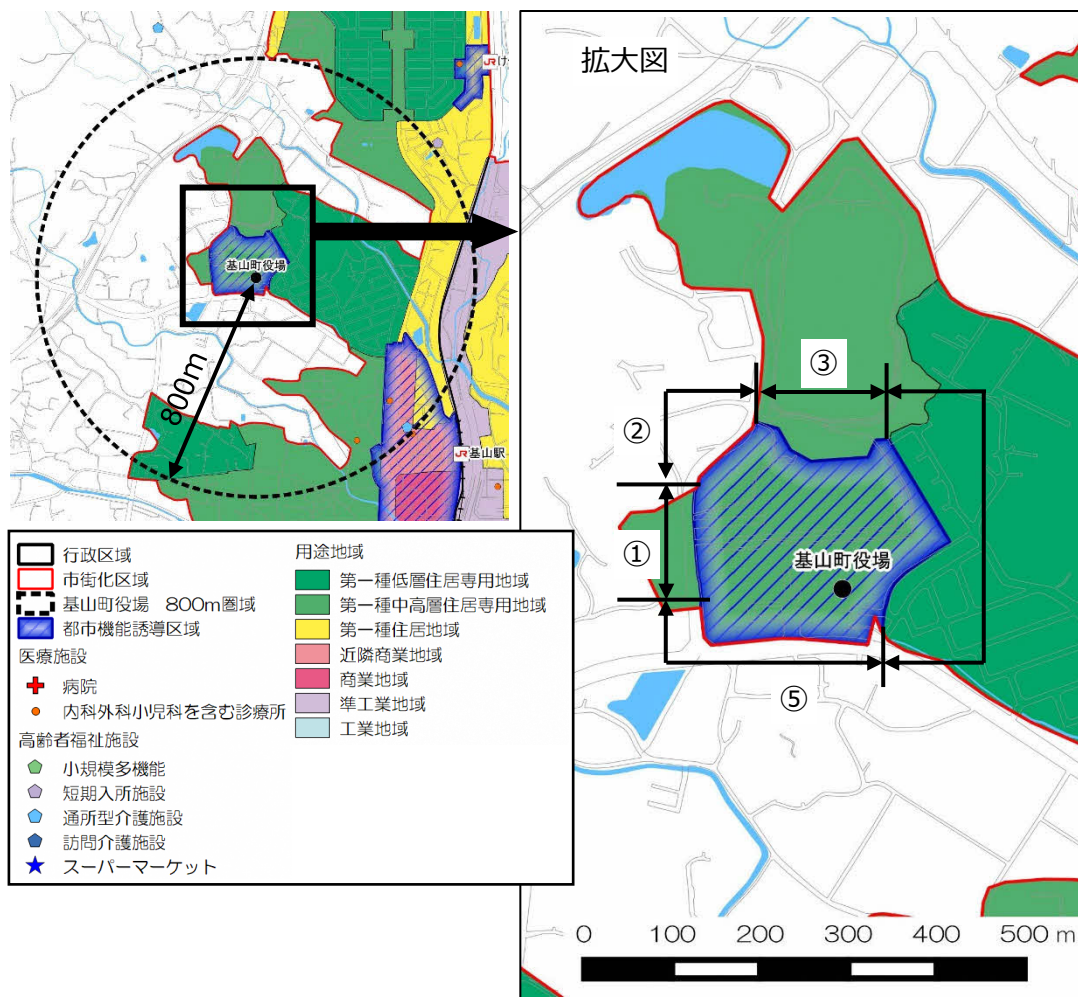
〈区域設定の考え方〉	
①	第一種低層住居専用地域及び第一種中高層住居専用地域は中心市街地に立地するような都市機能を立地させるべき箇所ではないため、用途地域界を基に区域を設定します。
②	中心市街地の利便性向上に寄与する都市機能の立地状況を踏まえ、道路状況を基に区域を設定します。
③	中心市街地の利便性向上に寄与する都市機能の立地状況を踏まえ、用途地域を基に区域を設定します。
④	個人商店が多数立地しているエリアであり、基山駅周辺と一体的な賑わいを創出する目的から、河川の状況を基に区域を設定します。
⑤	日常生活サービス圏外ではあるものの、商業施設が集積していることと、基山駅周辺から商業施設の集積が連続していることを踏まえ、一体的な賑わいを創出する目的から、河川と線路の状況を基に設定します。
⑥	第一種低層住居専用地域及び第一種中高層住居専用地域は中心市街地に立地するような都市機能を立地させるべき箇所ではないため、用途地域界を基に区域を設定します。
⑦	第一種中高層住居専用地域ではあるものの、中心市街地の求心力向上に寄与する施設が既に立地していることから、道路状況を基に区域を設定します。



(2) 基山町役場周辺都市機能誘導区域

基山町役場周辺都市機能誘導区域については、基山町役場からの徒歩圏を踏まえ、以下の考え方によって設定します。

〈区域設定の考え方〉	
①	住民の生活利便性に寄与する公共施設の立地状況を踏まえ、道路状況を基に区域を設定します。
②	都市機能誘導区域が設定できるのは市街化区域内であるため、市街化区域界を基に区域を設定します。
③	基山総合公園の立地状況を踏まえ区域を設定します。
④	住民の生活利便性に寄与する公共施設の立地状況を踏まえ、用途地域を基に区域を設定します。
⑤	都市機能誘導区域が設定できるのは市街化区域内であるため、市街化区域界を基に区域を設定します。

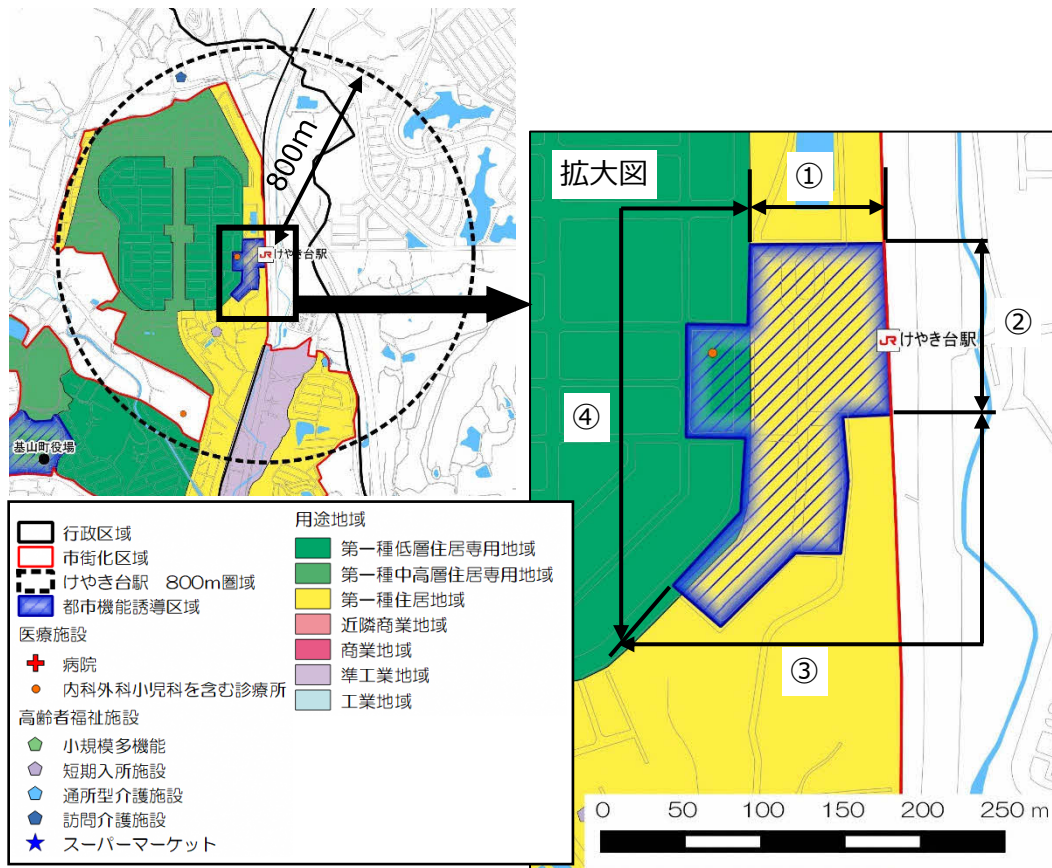


出典：都市計画基礎調査（平成 29 年度）、国土数値情報、介護 DB、全国スーパーマーケットマップ

(3) けやき台駅周辺都市機能誘導区域

けやき台駅周辺都市機能誘導区域については、けやき台駅からの徒歩圏を踏まえ、以下の考え方によって設定します。

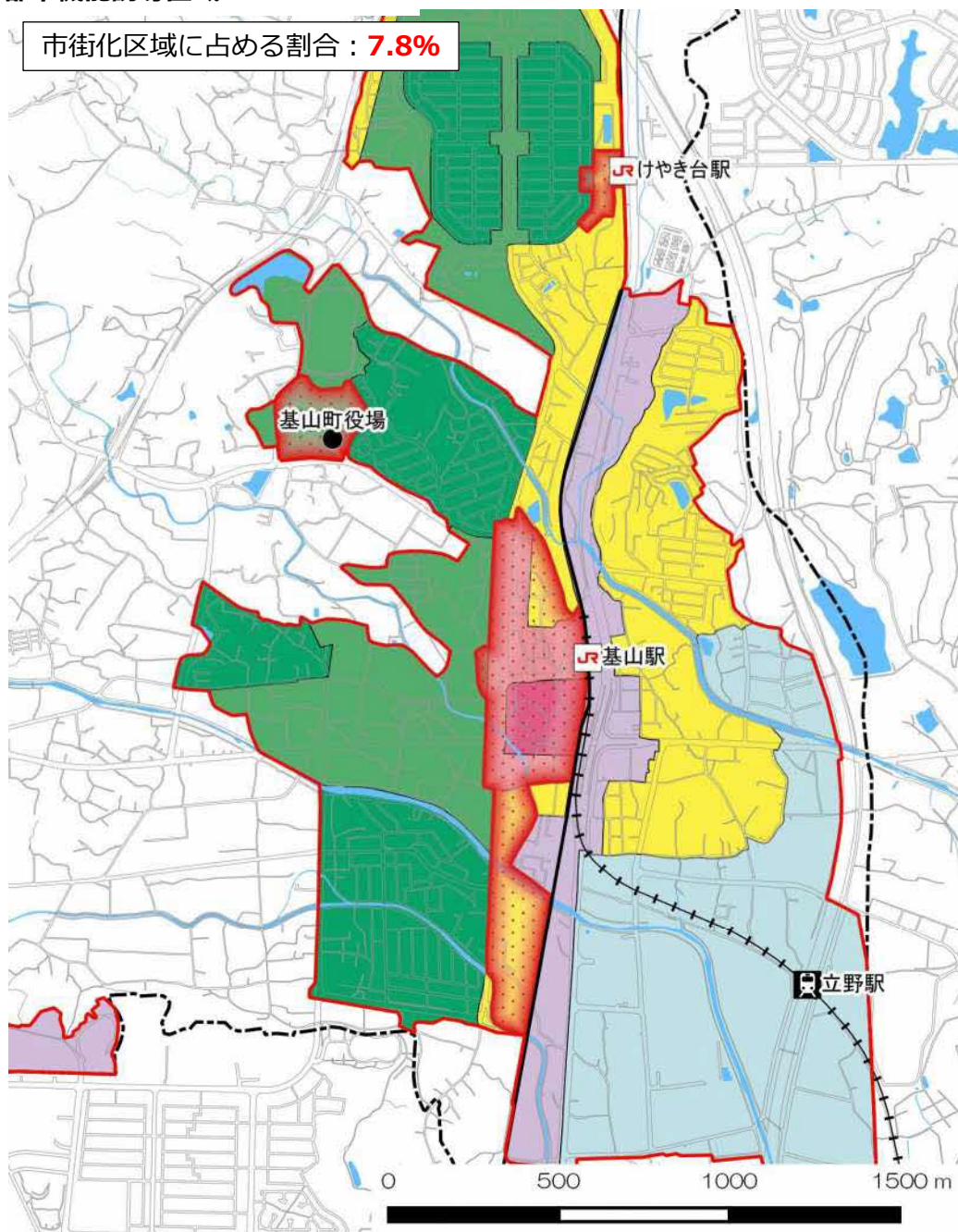
〈区域設定の考え方〉	
①	調整池が整備されており、都市機能施設の立地ができないため、道路状況を基に区域を設定します。
②	都市機能誘導区域が設定できるのは市街化区域内であるため、市街化区域界を基に区域を設定します。
③	個人商店等が立地している箇所であり、近隣住民の利便性を維持すべきエリアとして、道路状況を基に区域を設定します。
④	施設立地状況を踏まえ、道路状況を基に区域を設定します。



出典：都市計画基礎調査（平成29年度）、国土数値情報、介護DB、全国スーパーマーケットマップ

＜＜都市機能誘導区域＞＞

市街化区域に占める割合：7.8%



行政区域	用途地域	
市街化区域	第一種低層住居専用地域	近隣商業地域
都市機能誘導区域	第一種中高層住居専用地域	商業地域
	第一種住居地域	準工業地域
		工業地域

3 誘導施設の設定

◀誘導施設▶

各都市機能誘導区域での目指すべき方向性を踏まえ、誘導施設を以下のとおり設定します。

区分※	都市機能の内容	基山駅周辺	基山町役場 周辺	けやき台駅 周辺
行政機能	本庁舎	—	○	—
介護福祉 機能	保健センター	—	○	—
	通所型施設 (デイサービス等)	○	—	◎
子育て機能	幼稚園、保育所、 こども園	○	—	◎
商業機能	食品スーパー等 (地域型商業施設)	○	—	—
	コンビニエンスストア、 ドラッグストア	○	—	◎
医療機能	医療モール	○	—	—
	診療所 (日常的な診療)	○	—	○
金融機能	銀行・信用金庫等 (決済や融資等の窓口)	○	○	—
	郵便局等 (日々の引き出し、預入)	○	—	—
教育・文化 機能	文化ホール	—	○	—
	体育館	—	○	—

◎：新規誘導 ○：既存施設の維持

※区分は、立地適正化計画作成の手引きを基に設定

「誘導施設の定義」

設定した誘導施設の定義は以下のとおりとします。

区分	必要機能	定義
行政機能	本庁舎	地方自治法第 4 条第 1 項に規定する町役場
介護福祉機能	保健センター	地域保健法第 4 章第 18 条に規定する施設
	通所型施設 (デイサービス等)	介護保険法第 8 条の 7 に規定する施設
子育て機能	幼稚園、保育所、 こども園	幼稚園：学校教育法第 22 条に規定する施設 保育所：児童福祉法第 39 条第 1 項に規定する施設 こども園：就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 2 条第 6 項に規定する施設
商業機能	食品スーパー等 (地域型商業施設)	店舗面積が 1,000 ㎡以上の商業施設（生鮮品、日用品を取り扱う施設及び飲食業、その他サービス業を営む施設）
	コンビニエンスストア、 ドラッグストア	コンビニエンスストア：飲食料品を扱い、売り場面積 30 ㎡以上 250 ㎡未満、 営業時間が 1 日で 14 時間以上のセルフサービス販売店 ドラッグストア：化粧品・洗剤・雑誌などの販売店を兼ねた薬屋
医療機能	医療モール	診療科の異なる複数の診療所と調剤薬局が同じ敷地内にある施設
	診療所 (日常的な診療)	医療法第 1 条の 5 第 2 項に規定する診療所
金融機能	銀行・信用金庫等 (決済や融資等の窓口)	銀行：銀行法第 4 条に規定する免許を受けて銀行業を営む銀行（政策投資銀行を除く） 農協：農林中央金庫法に基づく農林中央金庫（民間金融機関） 信用金庫：信用金庫法第 4 条に規定する免許を受けて金庫事業を行う信用金庫及び信用金庫連合会
	郵便局等 (日々の引き出し、預入)	日本郵便株式会社法第 2 条第 4 項に規定する郵便局
教育・文化機能	文化ホール	演劇・音楽会などの催しや集会などを行う施設
	体育館	一般の利用に供する目的で地方公共団体、独立行政法人又は民間が設置した体育館

「誘導施設設定の考え方」

誘導施設の設定理由は以下のとおりとします。

区分	必要機能	誘導施設設定の考え方
行政機能	本庁舎	町の行政組織の中核的機能を担うことから、行政・文化機能の集積する基山町役場周辺都市機能誘導区域での機能維持を目指します。
介護福祉機能	保健センター	町の保健衛生面での中核的機能を担うことから、行政・文化機能の集積する基山町役場周辺都市機能誘導区域での機能維持を目指します。
	通所型施設 (デイサービス等)	周辺住民の生活利便性向上に寄与する施設であることから、基山駅周辺都市機能誘導区域及びけやき台駅周辺都市機能誘導区域での施設立地もしくは維持を目指します。
子育て機能	幼稚園、保育所、 こども園	周辺住民の生活利便性向上に寄与する施設であることから、基山駅周辺都市機能誘導区域及びけやき台駅周辺都市機能誘導区域での施設立地もしくは維持を目指します。
商業機能	食品スーパー等 (地域型商業施設)	周辺住民の生活利便性向上に寄与する施設であることから、基山駅周辺都市機能誘導区域での施設維持を目指します。 けやき台駅周辺都市機能誘導区域については、小規模な都市機能施設の立地を目指す区域であるため、誘導施設には位置付けません。
	コンビニエンスストア、 ドラッグストア	周辺住民の生活利便性向上に寄与する施設であることから、基山駅周辺都市機能誘導区域及びけやき台駅周辺都市機能誘導区域での施設立地もしくは維持を目指します。
医療機能	医療モール	基山町全体の利便性向上に寄与する施設であることから、基山駅周辺都市機能誘導区域での施設維持を目指します。
	診療所 (日常的な診療)	周辺住民の生活利便性向上に寄与する施設であることから、基山駅周辺都市機能誘導区域及びけやき台駅周辺都市機能誘導区域での施設立地もしくは維持を目指します。

区分	必要機能	誘導施設設定の考え方
金融機能	銀行・信用金庫等 (決済や融資等の窓口)	周辺住民の生活利便性向上に寄与する施設であることから、基山駅周辺都市機能誘導区域及び基山町役場周辺都市機能誘導区域での施設維持を目指します。 けやき台駅周辺都市機能誘導区域については、小規模な都市機能施設の立地を目指す区域であるため、誘導施設には位置付けません。
	郵便局等 (日々の引き出し、預入)	周辺住民の生活利便性向上に寄与する施設であることから、基山駅周辺都市機能誘導区域での施設立地もしくは維持を目指します。
教育・文化機能	文化ホール	町の文化施設の中核的機能を担うことから、行政・文化機能の集積する基山町役場周辺都市機能誘導区域での機能維持を目指します。
	体育館	町の体育施設の中核的機能を担うことから、行政・文化機能の集積する基山町役場周辺都市機能誘導区域での機能維持を目指します。

第5章

居住誘導区域の設定

1 居住誘導区域の設定方針

(1) 居住誘導区域設定の基本的な考え方

「立地適正化計画作成の手引き（国土交通省）」において、居住誘導区域設定の基本的な考え方・望ましい区域像として、以下の通り記載されています。

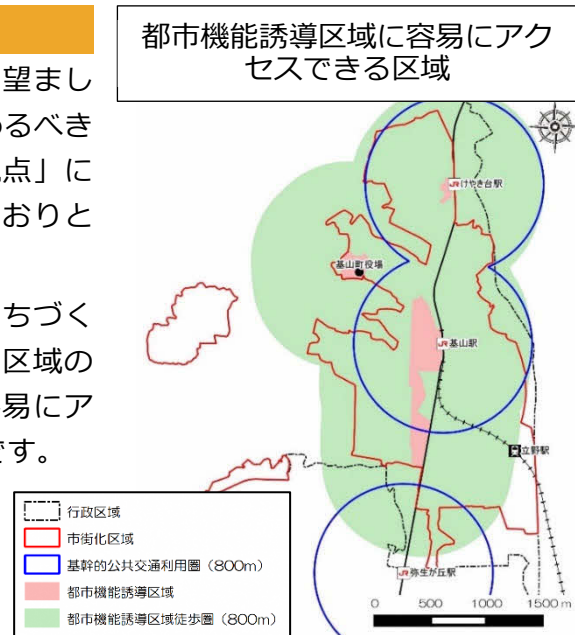
■居住誘導区域設定の基本的な考え方
・ 国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口をもとに、長期的な地区別人口見通しを見据えつつ、以下の観点等から具体的な区域を検討 ☞ 徒歩や主要な公共交通路線等を介した拠点地区へのアクセス性 ☞ 区域内の人口密度水準を確保することによる生活サービス施設の持続性 ☞ 対象区域における災害等に対する安全性
■居住誘導区域の望ましい区域像（立地適正化計画作成の手引きより引用）
i) 生活利便性が確保される区域 都市機能誘導区域となるべき中心拠点、地域/生活拠点の中心部に徒歩、自転車、端末交通等を介して容易にアクセスすることのできる区域、及び公共交通軸に存する駅、バス停の徒歩、自転車利用圏に存する区域から構成される区域 ii) 生活サービス機能の持続的確保が可能な面積範囲内の区域 国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口等をベースに、区域外から区域内に現実的に誘導可能な人口を勘案しつつ、区域内において、少なくとも現状における人口密度を維持することを基本に、医療、福祉、商業等の日常生活サービス機能の持続的な確保が可能な人口密度水準が確保される面積範囲内の区域 iii) 災害に対する安全性等が確保される区域 土砂災害、津波災害、浸水被害等により甚大な被害を受ける危険性が少ない区域であって、土地利用の実態等に照らし、工業系用途、都市農地、深刻な空き家・空き地化が進行している郊外地域などには該当しない区域

出典：立地適正化計画作成の手引き

(2) 居住誘導区域の設定方針

居住誘導区域設定の基本的な考え方・望ましい区域像をもとに、「居住誘導区域に含めるべき視点」、「居住誘導区域から除外すべき視点」に該当する項目を整理した場合、以下のとおりとなります。

基山町においては既にコンパクトなまちづくりを進めていることから、町内の市街化区域のほとんどが「2 都市機能誘導区域に容易にアクセスできる地域」に含まれている状況です。



■居住誘導区域に含めるべき視点

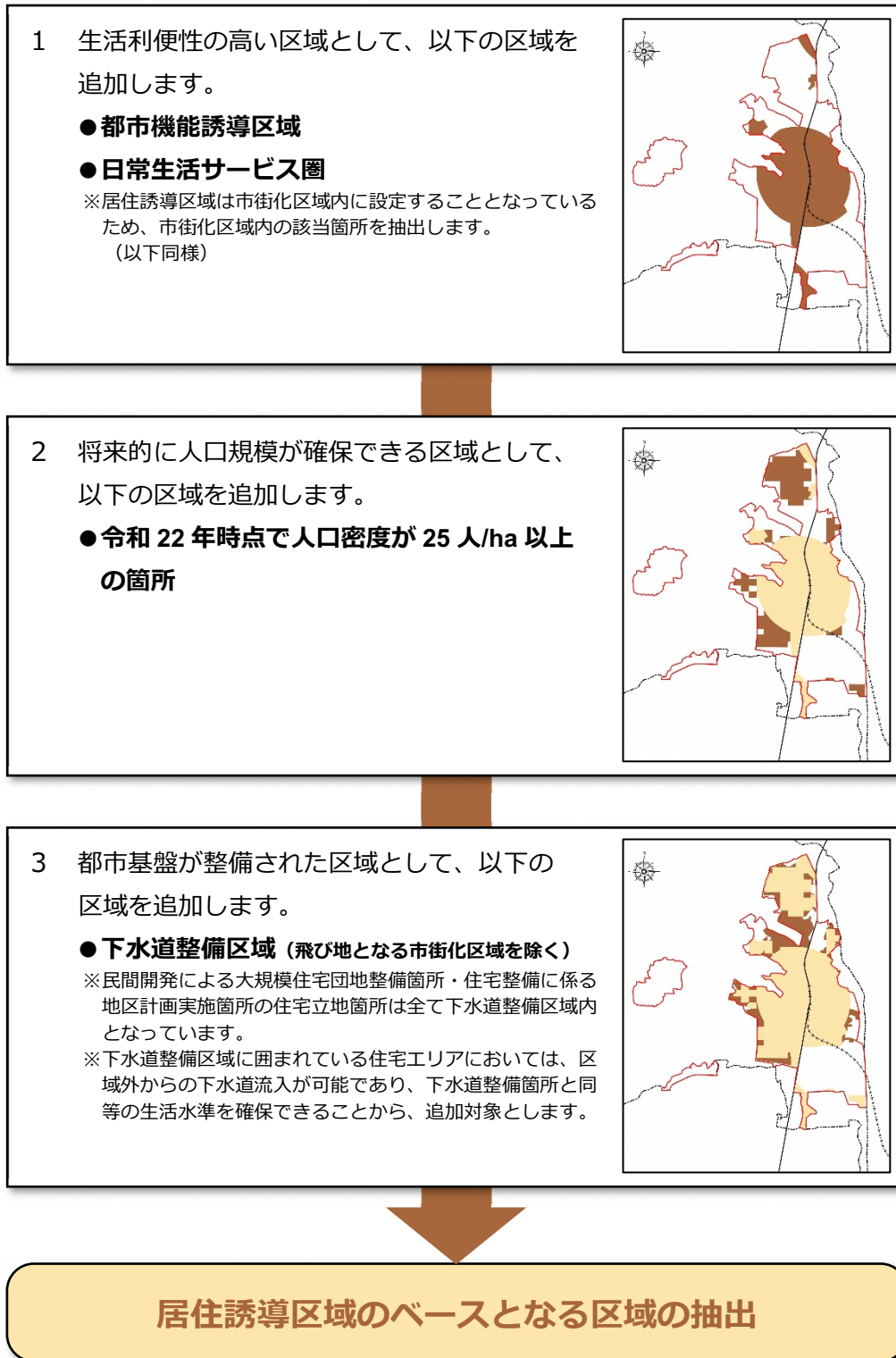
- 1 都市機能誘導区域もしくは生活利便性の高い区域
(都市機能誘導区域もしくは日常生活サービス圏)
- 2 都市機能誘導区域に容易にアクセスできる地域
(基幹的公共交通(運行頻度が片道30本/日以上)の公共交通)圏域もしくは都市機能誘導区域からの徒歩圏域)
- 3 将来的に人口規模が確保できる箇所
(令和22年時点で人口密度が25人/ha以上※となっている箇所)
※食品スーパーが立地するために必要な人口密度として、国土交通省「改正都市再生特別措置法等について」に記載されている以下の考え方を基に算出
商圏人口：食品スーパーの周辺人口(1~3万人)より、3万人と設定
商圏：その他地域におけるコンビニエンスストアの商圏(半径2~3km)と同等の商圏と仮定し、半径2kmと設定
上記2条件より食品スーパーの立地に必要な人口密度を算出
- 4 都市基盤が整備された地域
(民間開発による大規模住宅団地整備箇所もしくは下水道整備区域、住宅整備に係る地区計画実施箇所)

■居住誘導区域から除外すべき視点

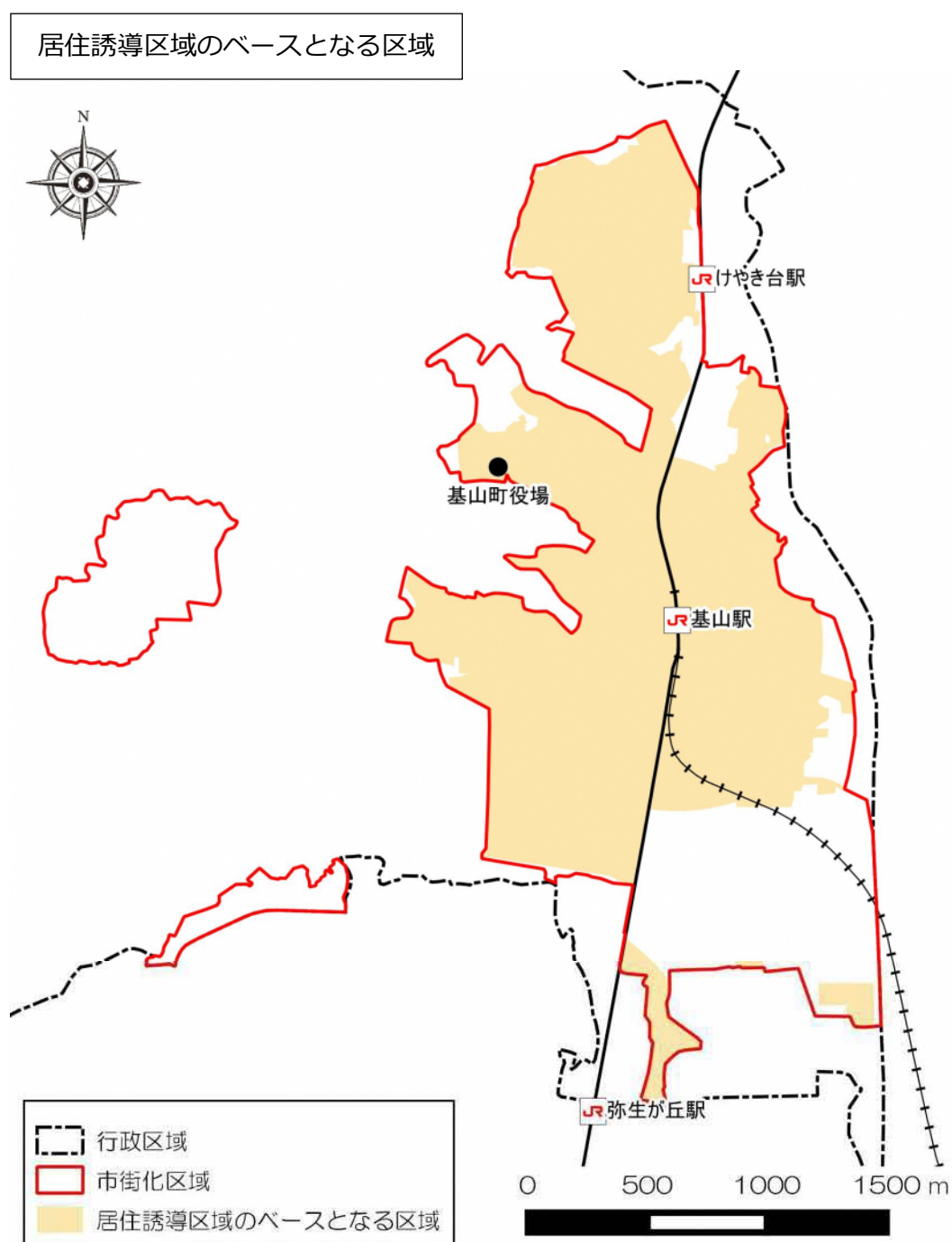
- 1 防災上考慮すべき地域(土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域、急傾斜地危険地域、浸水想定区域)
- 2 住宅以外の土地利用を図る箇所(工業地域等)

① 居住誘導区域に含めるべき視点

将来的に起こりうる人口減少下においてもコンパクトな市街地を維持するために、「居住誘導区域に含めるべき視点」に該当する項目を踏まえ、以下のフローによってより利便性の高い箇所を抽出します。



居住誘導区域のベースとなる区域については、下図のようになります。



② 居住誘導区域から除外すべき視点

災害リスクの指摘されている箇所については、以下のとおり方針を設定します。

【土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域】

土砂災害特別警戒区域は、住宅開発に関しては許可が必要であることと、区域内に位置している建物の移転に対しての支援措置があり、住宅の移転促進が図られていることから、居住誘導区域外とします。

【急傾斜地危険地域（急傾斜地崩壊危険区域）】

急傾斜地崩壊危険箇所については、土砂災害警戒区域と同様の箇所に指定されていることから居住誘導区域外とします。

【浸水想定区域】（河川）

浸水被害が想定されている秋光川について、支川である実松川においては発生頻度の高い降雨災害を防御するため、浚渫や堰の撤去などといった改修が行われており、浸水想定区域が指定された時点と比較して浸水リスクは低減していると考えられます。また、秋光川の浸水想定区域は想定最大規模の降雨（流域での6時間雨量が621mm）を想定したものとなっています。

発生頻度の高い降雨災害に対しては、河川改修等により被害を低減するための取り組みを実施していますが、想定最大規模の降雨災害を防御する施設を整備するためには多くの住居に対して立ち退き等を求めることとなります。

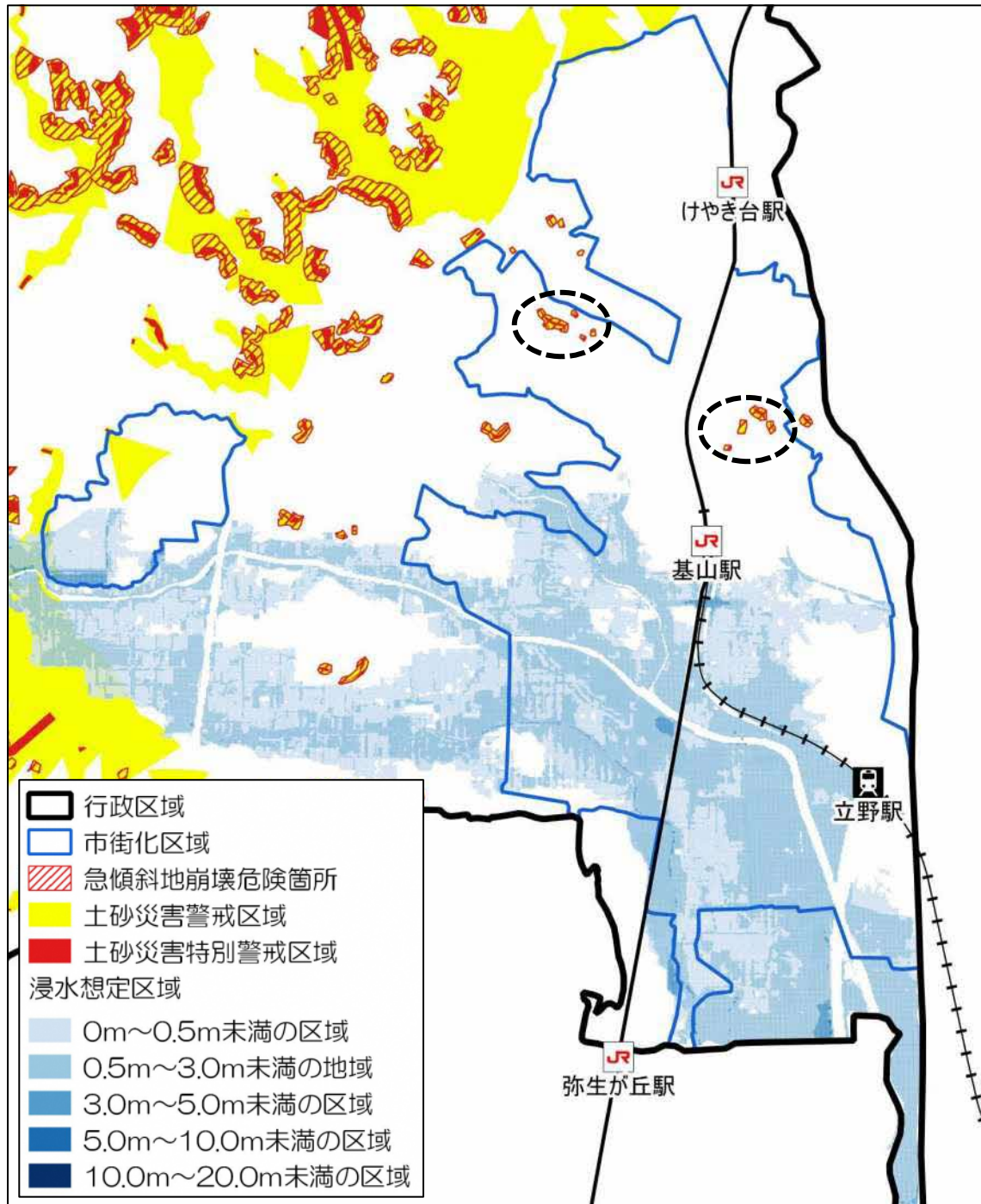
既に住環境が整備され、今後も人口集積が見込まれる場所は安全性の確保を行い、居住誘導区域に含めます。

想定最大規模の降雨が発生した際には避難路や垂直避難※が可能な避難施設の整備により、安全な場所へと避難できる環境づくりを行い、対象区域内の住民に対しては浸水想定区域内であることや避難施設、避難路の状況についての周知を図ります。

降雨時における安全性の確保を行うために、今後垂直避難が可能な施設の状況や降雨災害時における冠水等の状況の整理を行うことで、特に対策が必要な地域を抽出することで災害に強いまちづくりを行います。

※垂直避難とは、災害が発生して身が危険にさらされる状況で、避難所等に避難することが時間的に難しくなった際に、自宅や近隣施設等の上層階に避難することを指します。

《土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域、
浸水想定区域》



積極的な居住の誘導を図るべきではないため、居住誘導区域外とします。

出典：国土数値情報・基山町洪水・土砂災害ハザードマップ

住宅以外の土地利用を図るべき箇所については、以下のとおり方針を設定します。

◎工業地域

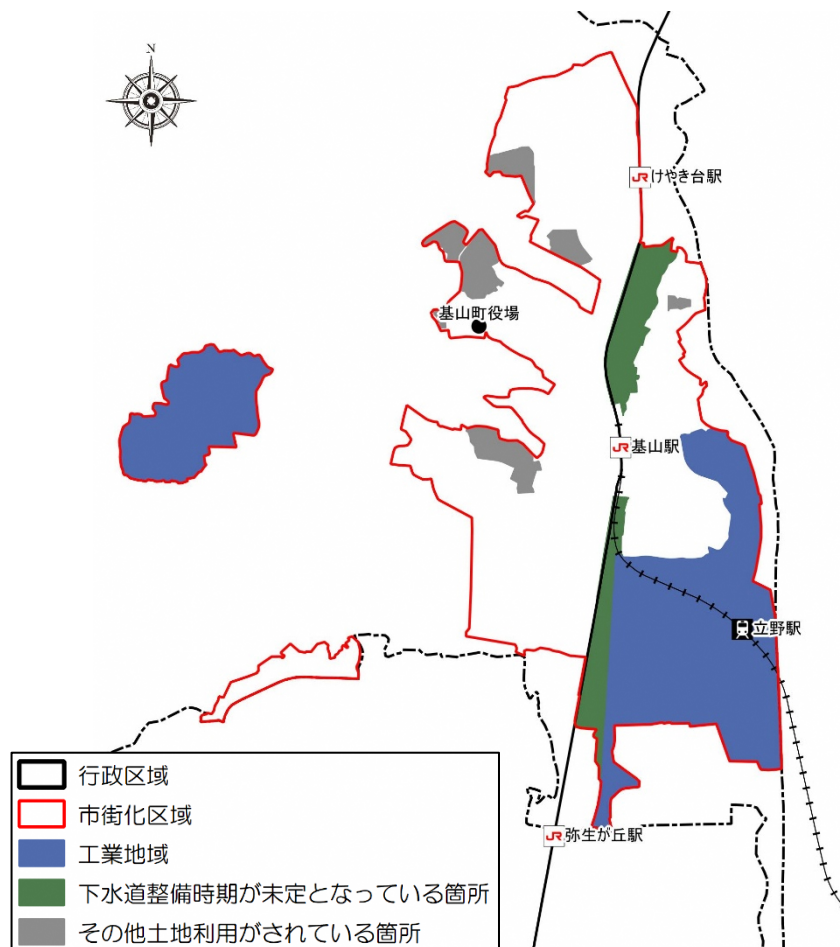
日常生活サービス圏域内の工業地域で下水道整備区域に含まれている箇所がありますが、積極的に居住の誘導を図るべき箇所ではないため、**居住誘導区域外**とします。

◎下水道整備時期が未定となっている箇所

町北部の国道 3 号沿道及び町南部の国道 3 号と JR 鹿児島本線に囲まれた箇所については、費用対効果の面から下水道の整備時期が未定となっており、都市基盤が整備されていない現時点では積極的に居住を図るべき区域ではないため、**居住誘導区域外**とします。

◎その他土地利用がされている箇所

小中学校、大規模公園（北部公園・基山総合公園・中央公園）、ため池が立地している箇所においては、これらの土地利用を維持する目的から、**居住誘導区域外**とします。



2 居住誘導区域の設定

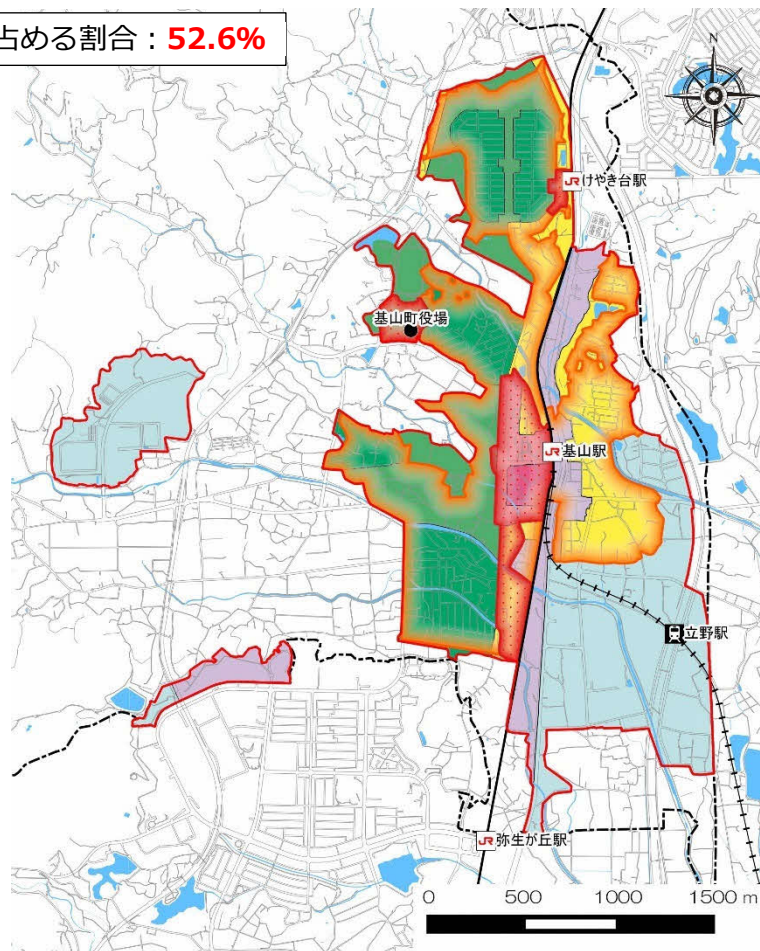
これまで検討した事項を踏まえ、居住誘導区域を以下のとおり設定します。

【居住誘導区域の設定基準】

- ・居住誘導区域のベースとなる区域（P114 参照）から、以下の範囲を除いた箇所を居住誘導区域として設定します。
 - 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域・急傾斜地崩壊危険区域
 - 工業地域
 - 小中学校、大規模公園（北部公園・基山総合公園・中央公園）、ため池の立地箇所
 - 下水道整備時期が未定となっている箇所

《居住誘導区域》

市街化区域に占める割合：**52.6%**



行政区域	用途地域	
市街化区域	第一種低層住居専用地域	近隣商業地域
都市機能誘導区域	第一種中高層住居専用地域	商業地域
居住誘導区域	第一種住居地域	準工業地域
		工業地域

第6章

誘導施策の設定

1 誘導施策の設定

第3章で整理した「まちづくりの方針」をもとに、誘導する施策を以下のとおり設定します。

「拠点エリアへの都市機能誘導」のための誘導施策

拠点-①	低未利用地の利活用による魅力ある空間形成
拠点-②	中心市街地における賑わい創出
拠点-③	官民連携によるまちなかの整備

「利便性の高い箇所への人口誘導、安全性の強化」のための誘導施策

人口-①	子育て環境充実のための施策の推進
人口-②	まちなか居住の推進
人口-③	空き家等を活用した居住誘導、利便性の高い箇所の住環境向上
人口-④	基山町移住支援事業の充実・継続
人口-⑤	避難所機能向上による安全性の確保
人口-⑥	避難情報の周知

「公共交通を利用しながら歩いて健康的に暮らせるまちづくり」 のための誘導施策

健康-①	基山駅～基山町役場の交通利便性強化
健康-②	コミュニティバスの利便性向上
健康-③	新たな交通手段の検討
健康-④	町民のウォーキング習慣の定着と歩行環境の整備推進
健康-⑤	公共空間（公園等）の利活用による地域コミュニティの活性化
健康-⑥	ファストケア構想の推進

2 誘導施策の内容

設定した誘導施策についての内容を以下のとおり整理します。

「拠点エリアへの都市機能誘導」のための誘導施策

誘導施策	拠点-① 低未利用地の利活用による魅力ある空間形成
対応箇所	基山駅周辺都市機能誘導区域
【課題】基山駅周辺において駐車場や駐輪場などといった低未利用地が散在しており、中心市街地としてのポテンシャルを活かしきれていません。 【方針】散在する低未利用地等を有効活用しながら、誘導施設の立地誘導や周辺エリアのにぎわいを創出するような空間を形成し、町の中心拠点としての求心力向上を目指します。	

誘導施策	拠点-② 中心市街地における賑わい創出
対応箇所	基山駅周辺都市機能誘導区域
【課題】町内中心市街地の低未利用地が増加しており、将来的に増加する見込みであることから、これらを活用した中心商業地としての賑わいある環境の形成が求められています。 【方針】商業活性化事業やまちなかイベント開催事業等の事業を継続することによって、中心市街地の活性化促進やまちなかの賑わい創出を目指します。	

誘導施策	拠点-③ 官民連携によるまちなかの整備
対応箇所	基山駅周辺都市機能誘導区域、けやき台駅周辺都市機能誘導区域
【課題】都市機能誘導区域においては、誘導施設の立地によって賑わいの創出を図ることが必要ですが、全ての施設立地を町で行うことは難しい状況です。 【方針】誘導施設の立地にあたっては、マンション・アパート等の整備時に誘導施設を併せて整備した場合は、町も支援するなど官民連携によるまちなかの施設整備を目指します。	

「利便性の高い箇所への人口誘導、安全性の強化」のための誘導施策

誘導施策	人口-① 子育て環境充実のための施策の推進
対応箇所	町内小中学校及び居住誘導区域
【課題】将来的な人口減少を抑制するためには、安心して子どもを産み育てられる環境形成が必要となりますが、その中でも子育て環境の充実を図ることは特に重要なポイントとなります。 また、若基小学校区においてはここ数年で児童数が減少しており、子育て世代を積極的に受け入れるための対応策を講じる必要があります。 【方針】町内に立地する小中学校については、機能更新を図ることで良好な教育環境を目指すほか、子育てや教育に関する施策とも連携を図りながら子育て世代の利便性が高いまちづくりを目指します。 若基小学校区においては積極的な子育て世代の居住誘導を図り、良好な子育て環境の形成を目指します。	

誘導施策	人口-② まちなか居住の推進
対応箇所	居住誘導区域
【課題】人口の低密度化を抑制し、拠点となるエリアの求心力を向上させるためには、公共交通利便性の高いまちなかへの居住を誘導することが重要となります。 【方針】将来的に自家用車の運転が難しくなる可能性がある高齢者が、将来的にも安心して生活ができるように、公共交通の利便性が高い箇所において専用住宅の整備を検討します。 また、公営住宅や地域優良賃貸住宅を整備し、利便性の高いエリアに住みたくなる環境を創出することと併せて基山駅周辺の中心市街地の活性化も目指します。 また、基山駅周辺などの利便性の高い箇所においては、低密度化を抑制する観点から開発行為に伴う道路整備補助制度を継続することによって、良好な住環境の受け皿を確保します。	

誘導施策	人口-③ 空き家等を活用した居住誘導、利便性の高い箇所の住環境向上
対応箇所	町内全域（居住誘導区域内で積極的に推進）
【課題】人口減少に伴い空き家が増加していますが、これらの多くはすぐに活用可能なものが多く、居住を誘導するにあたってはこれらを積極的に活用することが望めます。 また、将来的に人口減少が特に顕著となっている基山駅周辺においては、住宅があまり流通しておらず、積極的な人口誘導が図りづらい状況となっています。 【方針】町内に立地している空き家情報を発信する「すまいるナビ」や、住宅新築や中古住宅の購入に対しての町独自の施策である「住宅取得補助金」制度を活用し、居住誘導区域内の住宅取得を促進することで、コミュニティの維持を図り、良好な住環境の形成を図ります	

誘導施策	人口-④ 基山町移住支援事業の充実・継続
対応箇所	町内全域（居住誘導区域内での住宅取得補助金のかさ上げ）
【課題】人口の低密度化を抑制するためには、現在推進している移住定住施策を継続させることが重要です。 【方針】既に進めている移住定住施策（移住についてのPR活動、住宅取得補助金（居住誘導区域内でのかさ上げを検討））を継続的に実施し、人口の低密度化を抑制します。	

誘導施策	人口-⑤ 避難所機能向上による安全性の確保
対応箇所	浸水想定区域、土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域
【課題】降雨被害が発生した際には人的被害を軽減するための対策をとることが必要となりますが、発生頻度の低い浸水被害（想定最大規模による浸水被害）を防御するような施設を整備するためには多数の住民に対して立ち退き等を要求することとなり、現実的ではありません。 また、秋光川以南に避難所が整備されておらず、町内の最寄りの避難所に向かう際には秋光川を渡る必要があります。 【方針】想定最大規模の浸水被害が発生した際には、住民を安全に受け入れることができるように、避難所機能の向上を目指します。 秋光川以南の地域については、隣接自治体との避難者相互受け入れ協定により、基山町以外の指定避難所への避難が可能であることの周知を図ります。	

誘導施策	人口-⑥ 避難情報の周知
対応箇所	浸水想定区域、土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域
【課題】良好な住環境を形成するためには、災害時においても人的被害が発生しないような対策をとることが必要です。 【方針】ハザードマップの配布や避難訓練等を通して、浸水想定区域などといった災害リスクの指摘されている箇所や近隣の避難施設、避難時の注意事項等について、住民に対して周知徹底を行うことで、早期避難などといった防災意識を醸成します。	

「公共交通を利用しながら歩いて健康的に暮らせるまちづくり」

のための誘導施策

誘導施策	健康-① 基山駅～基山町役場の交通利便性強化
対応箇所	基山駅～基山町役場
【課題】 町の拠点として位置づけられている基山駅と基山町役場を結ぶ公共交通手段はコミュニティバスしかなく、これらの拠点を自家用車に過度に依存することなくアクセスできる環境づくりが必要です。 【方針】 利用ニーズに合わせたコミュニティバスの運行系統や運行本数の見直しを図るほか、コミュニティバス以外の交通手段も併せて検討することによって拠点間のアクセス性向上を図ります。	

誘導施策	健康-② コミュニティバスの利便性向上
対応箇所	町内全域
【課題】 将来的に高齢者人口の増加が見込まれており、高齢者が日常的に町内を移動する手段として利用しているコミュニティバスの利便性向上を図ることは必須となります。 【方針】 利用ニーズに合わせたコミュニティバスの運行系統や運行本数の見直しを図るほか、運転免許証自主返納者等に対する割引制度の継続等により、多くの人々が利用しやすい交通体系を目指します。	

誘導施策	健康-③ 新たな交通手段の検討
対応箇所	町内全域
【課題】町内を運行するコミュニティバスについては、将来的な利用ニーズが見込まれる一方で運転手不足が問題となっており、今後運行維持に支障が出る可能性があります。 特に、高齢者人口が集積しているけやき台や高島団地周辺においては、将来的な公共交通のニーズにも対応する必要があります。 また、過度に自家用車に依存しない交通体系を目指すためには、自転車利用も促進することが望まれます。 【方針】自動運転バスなどといったスマートモビリティの導入を検討することによって、運転手不足に対応した交通体系の形成を目指します。 けやき通り（高速基山停留所～基山駅～高島団地付近）等においては、スマートモビリティの実証実験を検討し、将来的な需要に対応した交通体系の形成を目指します。 そのほか、シェアサイクルの導入を検討し、自転車利用を促進することで、過度に自家用車に依存しない交通体系を目指します。	

誘導施策	健康-④ 町民のウォーキング習慣の定着と歩行環境の整備推進
対応箇所	町内全域
【課題】健康的に暮らせるまちづくりを推進するためには歩きたくなる環境を形成するほか、安心して歩くことのできる空間づくりが望まれますが、子どもたちが頻繁に利用する通学路での安全性確保は特に重要となります。 【方針】既に進められているウォーキングイベントの推進によって町民に歩く習慣の定着を図るほか、まちなかのサイン設置、主要観光施設への歩道整備、交通利便性の高い箇所への施設誘導などによって歩きたくなる仕組みを作り、町民の健康増進を目指します。 また、通学路のカラー舗装やガードパイプの整備を推進することで、子供たちが安心して通学出来る環境の整備を目指します。	

誘導施策	健康-⑤ 公共空間（公園等）の利活用による地域コミュニティの活性化
対応箇所	居住誘導区域内の公共空間（公園等）
【課題】健康的に暮らせるまちづくりを推進するためには地域コミュニティを活性化させ、周辺エリアの居住環境を向上させることが重要となります。 【方針】居住誘導区域内に立地している公園を地域の催事や日々のレクリエーション等で活用し、地域住民のコミュニティの場とするため、活動支援や公園整備等による居住環境の向上を目指します。	

誘導施策	健康-⑥ ファストケア構想の推進
対応箇所	町内全域
【課題】健康的に暮らせるまちづくりを推進するためには、町民がいつまでも健康に暮らすことのできる環境づくりが重要となります。 また、単身高齢者世帯の増加が見込まれており、町一体となって高齢者の健康をサポートする体制が望まれます。 【方針】町民の健康増進や地域活性化を目的とした包括的な連携協定を締結している久留米大学やその他団体との連携により、ITを活用しながら地域住民が健康増進の取組を無理なく持続でき、地域活性化にもつながる仕組みづくりを推進します。 直近では、地域住民から収集する健康に関する情報から健康リスクを見える化する「街の健康手帳」の実証実験が予定されており、これらを進めることによって、町民が健康的に暮らせるまちづくりを目指します。 ファストケア構想のイメージ ・健康増進に向けた実施計画のノウハウ提供 ・フィールドトライアル実施における支援 ・医学的知見の立場からの実証支援、 実証計画のアドバイスや助言等 ・実証等にかかる取り纏め 基山町 久留米大学 包括的な連携協定 ファストケア構想 ・データ連携 ・オンラインフォロー ・見守り/ クーポン提供 ・データ連携 交流の場創り 健康アプリ 地域との連携 NTTデータ九州 ・取組み企画/提案 ・取組み推進にかかるノウハウ提供 およびコンサルティング ・UI/UXデザイン ・マネジメント支援 OKEIOS ・情報流通基盤の提供 ・アプリケーション提供 ・サービス運用 アイロムCS ・事業実施にかかるノウハウ提供 およびコンサルティング ・医療従事者向けマネジメント支援 鳥栖三養基医師会 ・地域連携による健康増進の支援 ・遠隔診療/介入における ノウハウ提供 ITを軸として通いの場や地域と相互に連携し、 利用者に寄り添うことで持続するヘルスケアエコシステム 出典：基山町資料	

3 低未利用地利用・管理の指針

今後の人口減少に伴い、町内においては空き地や空き家などの低未利用地が、時間的・空間的にランダムに発生することが懸念されます。

このような低未利用地に対して、適切に管理を促すことはもちろんのことですが、都市機能や住宅の誘導を図っていく上でも、有効な利用を促進していくことが重要です。

複数の土地の利用検討、交換・集約、区画再編等を通じて、低未利用地を一体敷地とすることにより、活用促進につながると認められる場合は、低未利用地土地の所有者等と利用希望者を町が調整するなど、低未利用地土地権利設定等促進計画制度の活用に向けた検討を行います。

また、空き地・空き家等の既存ストックを活用し、地域の実情に応じて必要となる身の周りの公共空間を創出することについて、地域住民の発意による取組を促進・支援していくために、立地誘導促進施設協定制度の活用に向けた検討を行います。

(1) 低未利用土地権利設定等促進計画制度の活用

対象エリア	基山駅周辺都市機能誘導区域内
低未利用土地権利設定等促進事業に関する事項	
● 低未利用土地利用等指針に定めた利用指針に即した低未利用土地の利用を進める事業であること。 ● 複数の土地及び当該土地に存する建物についての権利設定等を通じて、低未利用土地を一体敷地とすることにより活用促進につながるものであること。	

(2) 立地誘導促進施設協定制度の活用

対象エリア	居住誘導区域内
立地誘導促進施設協定制度の活用	
● 立地誘導促進施設は、居住者、来訪者又は滞在者の利便の増進に寄与するため、居住誘導区域においては住宅誘導を促進させる一方で、都市機能誘導区域においては、誘導施設の立地の誘導を促進させる施設であること。 ● 区域内の一団の土地の所有者等は、立地誘導促進施設の一体的な整備又は管理を適切に行うものであること。	
立地誘導促進施設の例	
● 地域住民等が利用することができる道路・公園・広場・緑地・通路 ● 広告板、防犯灯、備蓄倉庫、集会所等、地域において必要となる施設 ● 地域の来訪者、滞在者等が利用することができる駐車場、駐輪場等	

第7章

数値目標・効果目標の設定および 計画策定後の届出制度

1 目標数値・効果目標の設定

施策の達成状況等の計画評価における目標値を、目標とすべきターゲットごとに設定するとともに、目標値が達成されることにより期待される効果目標を設定します。

(1) 拠点エリアへの都市機能誘導

拠点エリアへの都市機能誘導についての目標値は、それぞれの都市機能誘導区域に立地する誘導施設の数を設定します。

基山駅周辺については既に多くの誘導施設が立地していることから現状維持とし、けやき台駅周辺都市機能誘導区域については、誘導施設に位置付けている全ての施設が1施設ずつ立地させることを目指します。

		現状 (令和2年時点)	目標値 (令和22年時点)
誘導施設数	基山駅周辺 都市機能誘導区域	14 施設	14 施設
	けやき台駅周辺 都市機能誘導区域	1 施設	4 施設

※第4章で整理した各都市機能誘導区域での誘導施設に該当する施設を対象
※基山町役場周辺都市機能誘導区域は既存の公共施設が誘導施設となっているため対象外とします。

(2) 利便性の高い箇所への人口誘導、安全性の強化

利便性の高い箇所への人口誘導、安全性の強化についての目標値は、居住誘導区域の人口密度を設定します。まちなか居住や移住定住施策の推進によって、居住誘導区域内の人口密度を推計値よりも増加させることを目指します。

	現状 (平成27年時点)	推計値※1 (令和22年時点)	目標値※2 (令和22年時点)
居住誘導区域の 人口密度	40.7 人/ha	33.0 人/ha	38.5 人/ha

※1 社人研の推計値ベースでの人口密度

※2 まちなか居住や移住定住施策の推進によって、年間80人程度の人口誘導を想定

また、基山町内においては拠点となる鉄道駅周辺での人口密度が特に低く、魅力ある拠点形成を図るためには鉄道駅周辺への人口誘導が必須であることから、鉄道駅徒歩圏（800m）の人口密度についても目標値として設定します。

	現状 (平成 27 年時点)	推計値 ^{※1} (令和 22 年時点)	目標値 ^{※2} (令和 22 年時点)
鉄道駅徒歩圏 (800m) の 人口密度	28.4 人/ha	24.3 人/ha	27.5 人/ha

※1 社人研の推計値ベースでの人口密度

※2 まちなか居住や移住定住施策の推進によって、年間 54 人程度の人口誘導を想定

(3) 公共交通を利用しながら歩いて健康的に暮らせるまちづくり

公共交通を利用しながら歩いて健康的に暮らせるまちづくりについての目標値は、新たな交通手段（スマートモビリティ）の運行系統数と高齢者支援の満足度指数を設定します。

	現状 (令和 2 年時点)	目標値 (令和 22 年時点)
新たな交通手段 (スマートモビリティ) の運行系統数	0 系統	1 系統

	現状 (平成 26 年時点)	目標値 (令和 22 年時点)
高齢者支援の満足度指数	43.5%	60.0%

(4) 効果目標の設定

目標指標を達成することによって得られる効果目標については、これからも基山町に住み続けたいと思う町民の割合を設定します。

	現状 (令和 2 年時点)	目標値 (令和 22 年時点)
これからも基山町に 住み続けたいと思う 町民の割合※	84.5%	90.0%

※ 基山町町民満足度調査の該当項目で、「これからもずっと住み続けたい」もしくは「できれば住み続けたい」と回答した町民の割合

2 進捗管理の方針

立地適正化計画を策定した場合、概ね5年ごとに計画に記載された施策等の実施状況について調査、分析及び評価を行い、立地適正化計画の進捗状況や妥当性等を精査、検証することが望ましいとされています。本町においても概ね5年ごとに評価・分析を行うとともに、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。

評価にあたっては、設定した目標値の達成に向けて、今後具体的に定める施策や事業の評価・検証を行い、実施状況に応じて関係部門と連携・調整を図りながら、施策の見直しや新たな施策の検討を行います。

また、実施状況については、本町による自己評価と専門性・中立性を有する基山町都市計画審議会における第三者評価を行い、評価結果を踏まえ、必要に応じて立地適正化計画の見直しを行います。

<PDCA サイクル>



3 届出制度

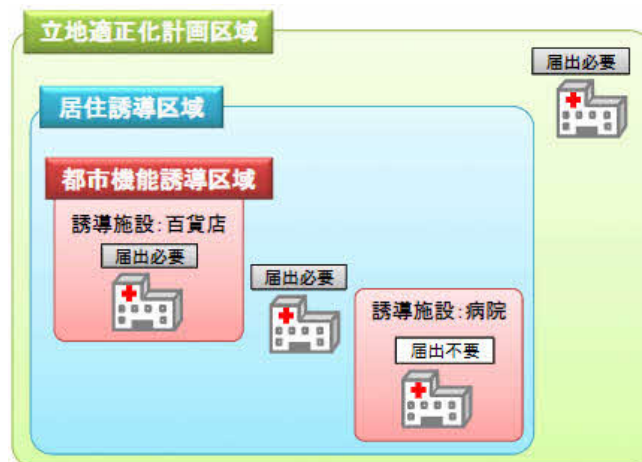
立地適正化計画を策定することによって、都市再生特別措置法に基づき立地適正化計画区域内（都市計画区域内＝基山町全域）において、以下の行為に着手する場合には着手の30日前までに町長への届出が必要となります。

（１）都市機能誘導に関する届出

【施設の新設・改築・用途変更に対して届出対象となるもの】

開発行為	誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為
建築等行為	①誘導施設を有する建築物を新築する場合 ②建築物を改築し誘導施設を有する建築物とする場合 ③建築物の用途を変更し誘導施設を有する建築物とする場合

【届出の対象区域イメージ】



出典：国土交通省資料

【施設の休廃止に対して届出対象となるもの】

都市再生特別措置法第108条の2第1項の規定に基づき、都市機能誘導区域内で誘導施設を休止又は廃止しようとする場合には、これらの行為に着手する日の30日前までに行為の種類や場所などについて、町長に届け出ることが必要となります。

【届出の対象イメージ】



出典：国土交通省資料

これらの届出制度は、町が誘導施設の整備の動きを把握するための制度であり、上記の開発や建築等を強制的に都市機能誘導区域内に移転させるものではありません。

町は、届出の内容が都市機能誘導区域内における誘導施設の立地の誘導を図るうえで支障があると判断した場合は必要な勧告を行うことがあります。

(2) 居住誘導に関する届出

【居住誘導区域外で届出対象となるもの】

開発行為	①3戸以上の住宅の建築目的の開発行為 ②1戸または2戸の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が1,000㎡以上のもの ③住宅以外で、人の居住の用に供する建築物として条例で定めたものの建築目的で行う開発行為（寄宿舍、有料老人ホーム等）
建築等行為	①3戸以上の住宅を新築 ②建築物を改築し、または用途を変更して3戸以上の住宅とする場合（寄宿舍、有料老人ホーム等） ③建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して住宅等とする場合

※ただし、都市再生特別措置法第88条第1項第4号に規定する条例を定めることによって、一定の行為について届出対象外とすることも可能。

【届出の対象区域イメージ】

○開発行為

①3戸以上の住宅の建築目的の開発行為

②1戸又は2戸の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が1,000㎡以上のもの

③住宅以外で、人の居住の用に供する建築物として条例で定めたものの建築目的で行う開発行為（例えば、寄宿舍や有料老人ホーム等）

①の例示
3戸の開発行為  **届**

②の例示
1,300㎡
1戸の開発行為  **届**

800㎡
2戸の開発行為  **不要**

○建築等行為

①3戸以上の住宅を新築しようとする場合

②人の居住の用に供する建築物として条例で定めたものを新築しようとする場合（例えば、寄宿舍や有料老人ホーム等）

③建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して住宅等（①、②）とする場合

①の例示
3戸の建築行為  **届**

1戸の建築行為  **不要**

出典：国土交通省資料

この届出制度は、町が居住誘導区域外における住宅開発等の動きを把握するための制度であり、居住誘導区域内に強制的に住居の移転をさせるものではありません。

町は、届出の内容が居住誘導区域内における住宅等の立地の誘導を図るうえで支障があると判断した場合は、必要な勧告を行うことがあり、勧告をした場合、町は居住誘導区域内の土地の取得についてのあっせん、その他必要な措置を講じるよう努めなければならないとされています。

第 8 章

防災指針の設定

1

居住誘導区域等における災害リスク分析と
防災・減災まちづくりに向けた課題の抽出

居住誘導区域における災害リスクの状況を再度整理し、防災面からみた課題点を抽出します。

(1) 浸水想定区域の状況

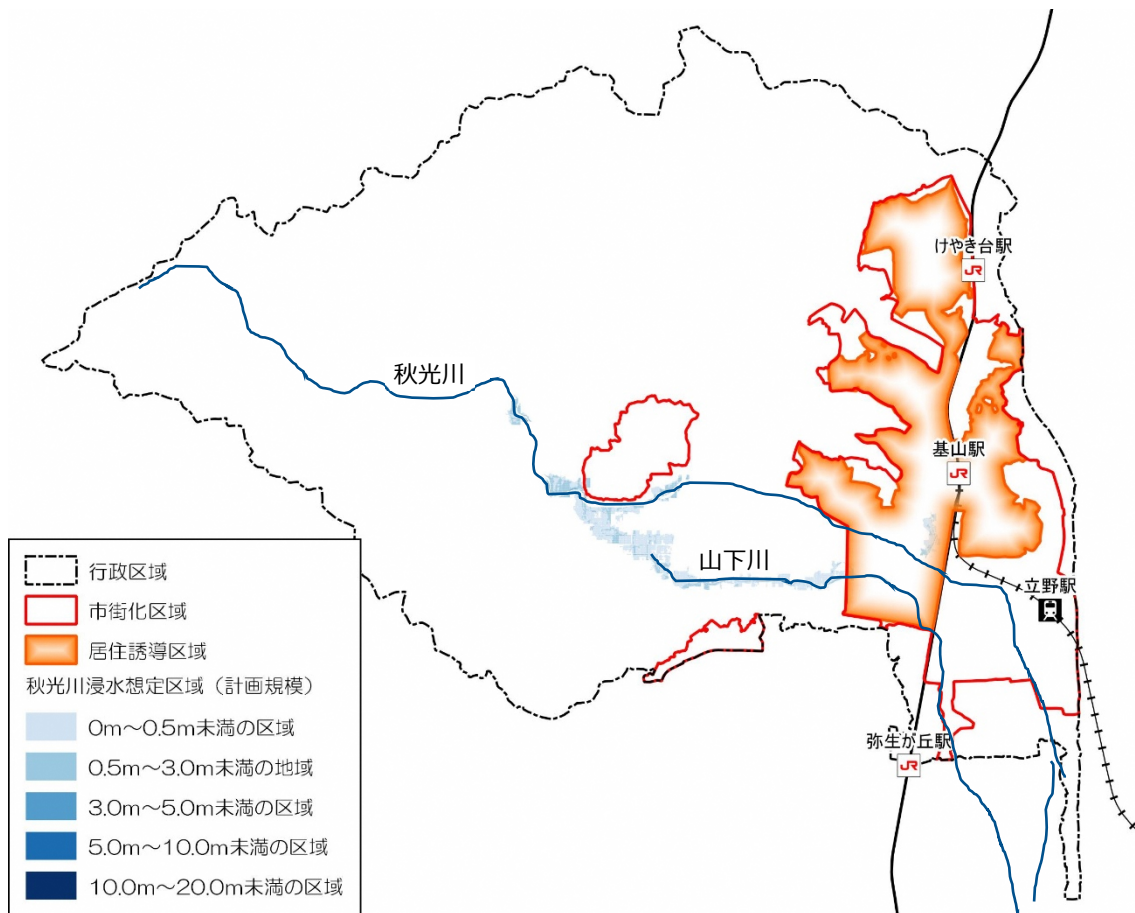
① 浸水想定区域（計画規模）

町内を流れる秋光川については 30 年に 1 度の確率で発生する降雨（流域 6 時間総雨量が 126mm）、大木川水系山下川については 50 年に 1 度の確率で発生する降雨（流域 6 時間総雨量が 143mm）があった際の浸水想定区域が公表されています。

居住誘導区域内では基山駅の南側や高島団地の西側において 0.5m 程度の浸水被害が想定されています。

計画規模の浸水被害に対しては現在佐賀県が河川改修を実施しており、計画規模の降雨があった際においても家屋等に被害が発生しないような対策が行われています。

浸水想定区域（計画規模）

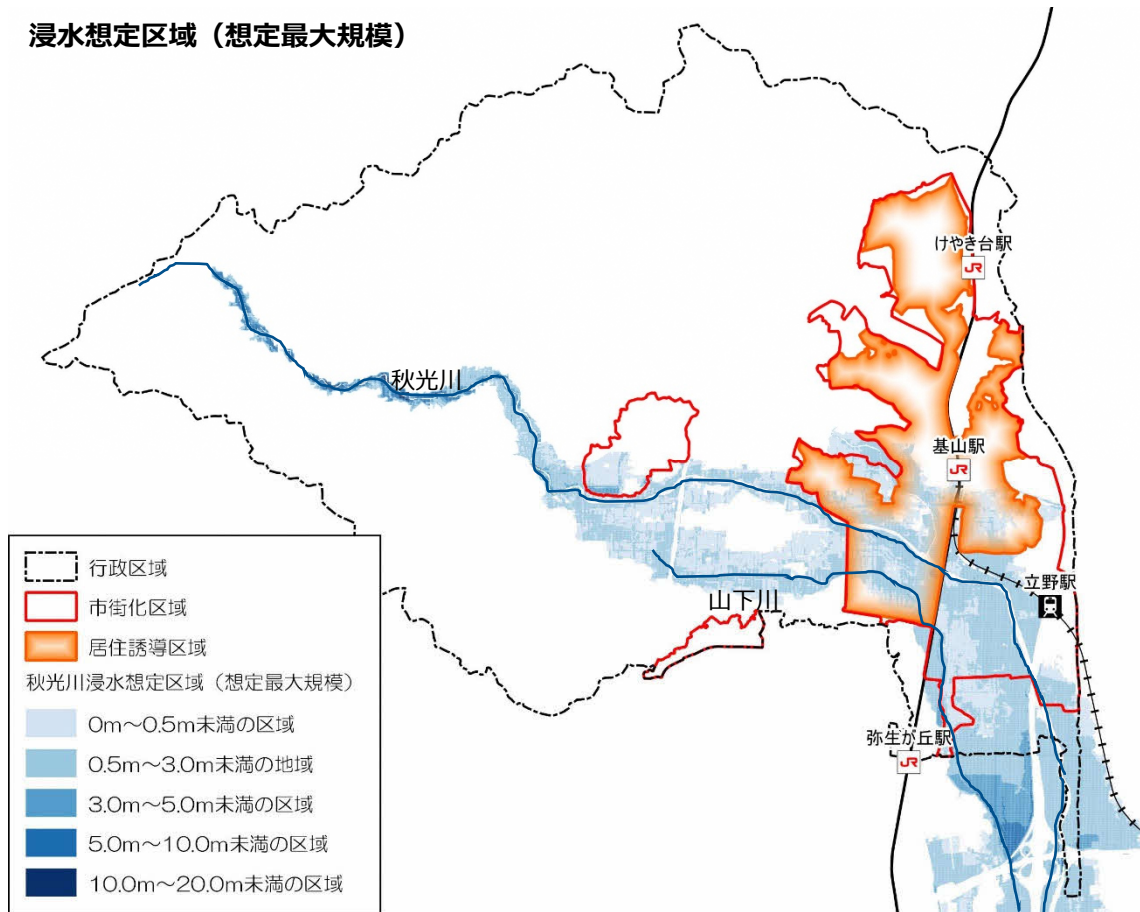


出典：佐賀県「筑後川水系秋光川洪水浸水想定区域図（計画規模）」

② 浸水想定区域（想定最大規模）

計画規模の浸水想定区域に加え、想定しうる最大規模の降雨（流域6時間総雨量が621mm）が発生した際の浸水想定区域を見ると、居住誘導区域では0.5m以上の浸水想定区域が基山駅以南に広がっています。

浸水想定区域（想定最大規模）

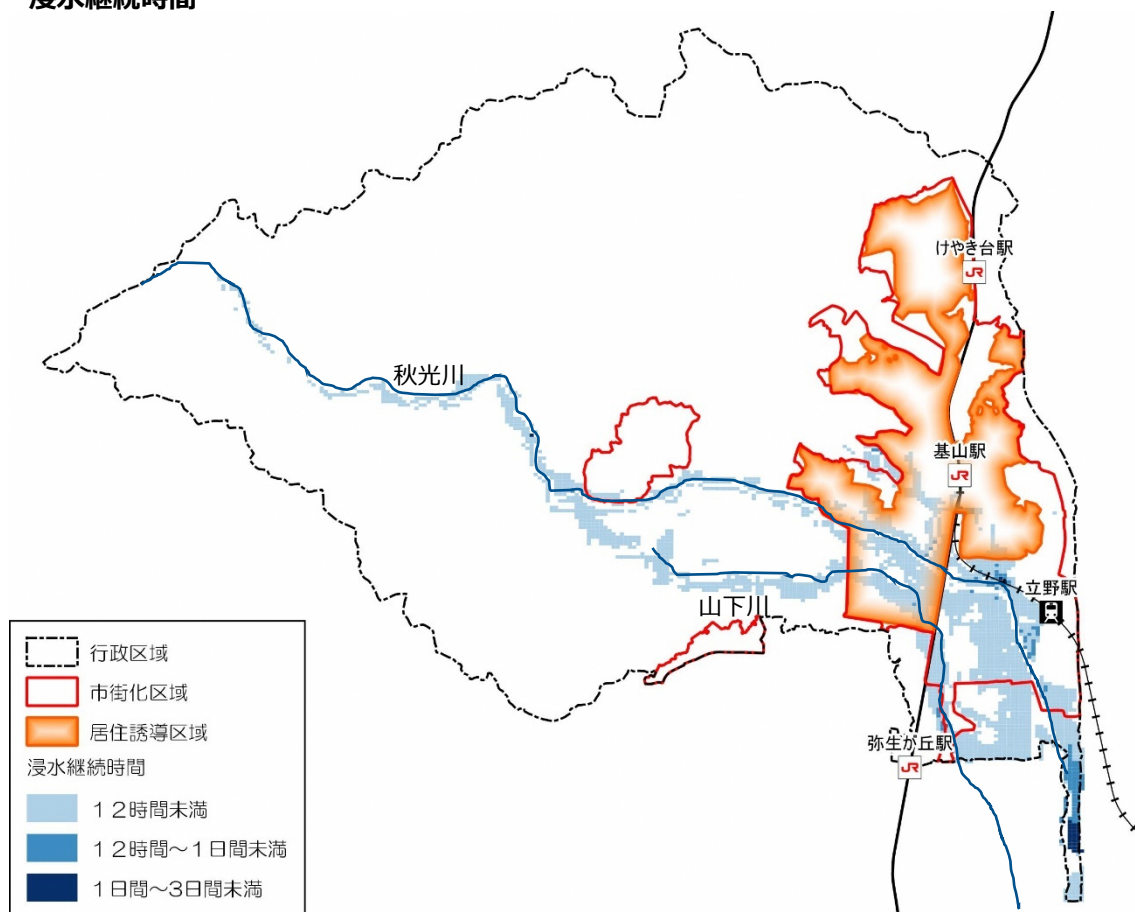


出典：基山町洪水・土砂災害ハザードマップ

③ 浸水継続時間（想定最大規模）

計画規模の浸水被害が発生した際の浸水継続時間をみると、ほとんどの箇所で浸水継続時間は12時間未満となっています。

浸水継続時間



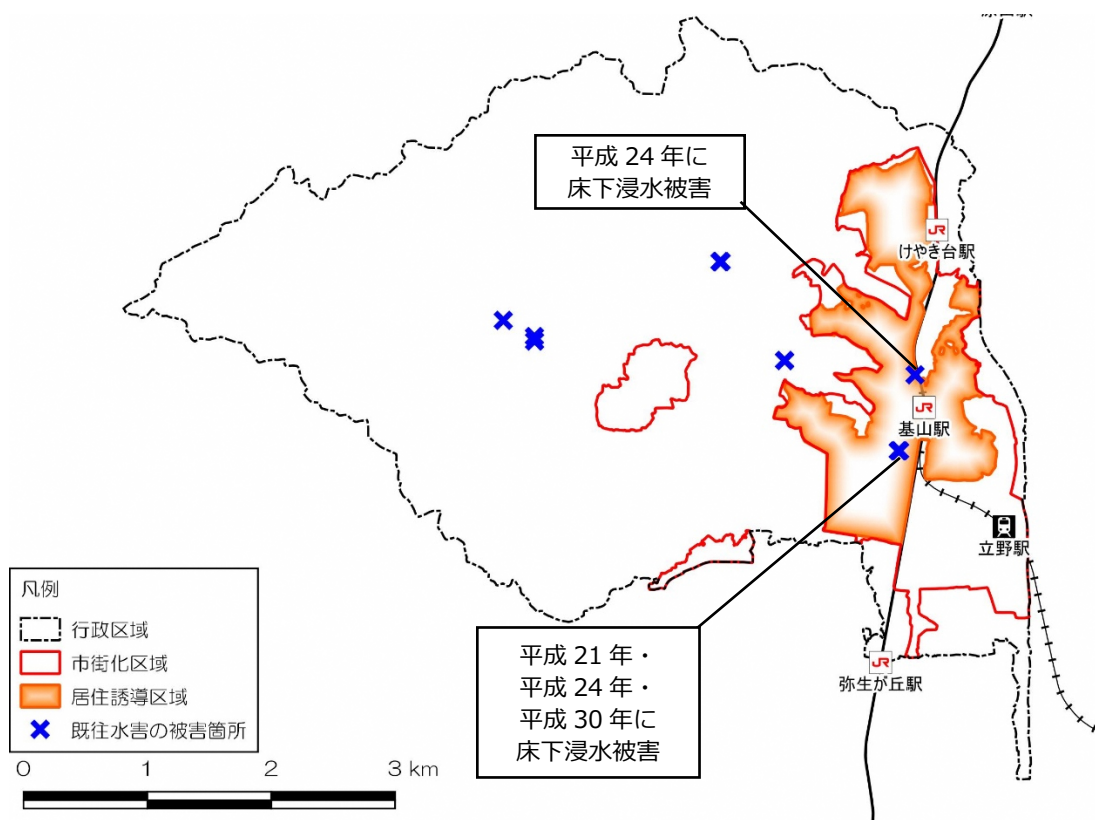
出典：国土数値情報、基山町洪水・土砂災害ハザードマップ

(2) 過去の浸水被害の状況

居住誘導区域内における過去の浸水被害の状況を見ると、平成 21 年、平成 24 年、平成 30 年に秋光交差点の南東側で床下浸水被害が発生しています。そのほか、基山駅の北側でも平成 24 年に床下浸水被害が発生しています。

なお、これらの降雨災害を踏まえて実松川の浚渫及び堰の撤去等を行っており、直近の令和 2 年の大雨では、7 月 5 日から 7 月 14 日までの 10 日間の総雨量が 740mm に達し、時間最大雨量 60mm も観測しましたが、床下浸水は発生していない状況です。

過去の浸水被害の状況

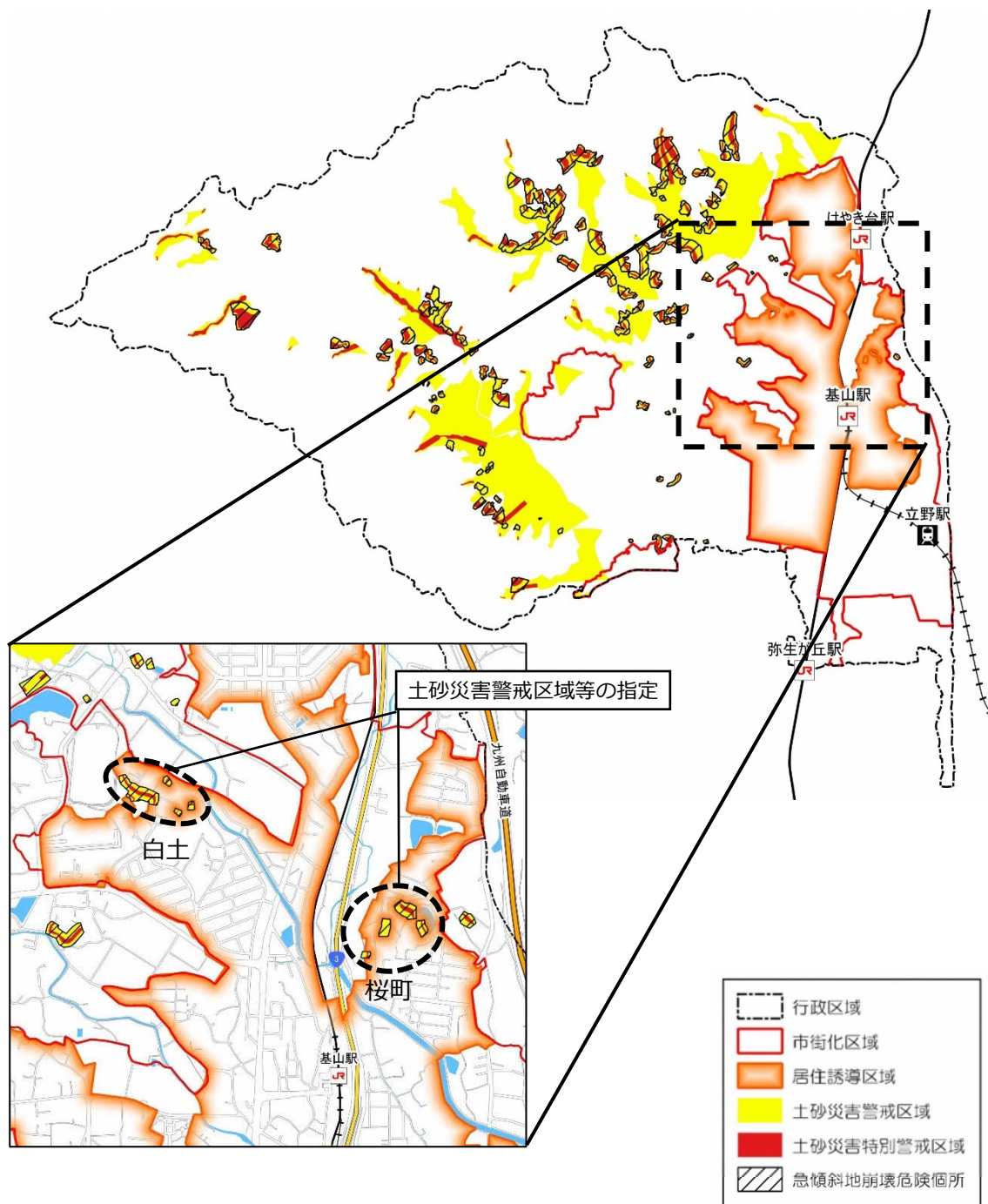


出典：基山町資料

(3) 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域

土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域は、市街化区域においては桜町と白土の一部箇所で指定されていますが、基山町においては居住誘導区域の除外要件としています。

土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域・急傾斜地崩壊危険箇所



出典：国土数値情報、基山町洪水・土砂災害ハザードマップ

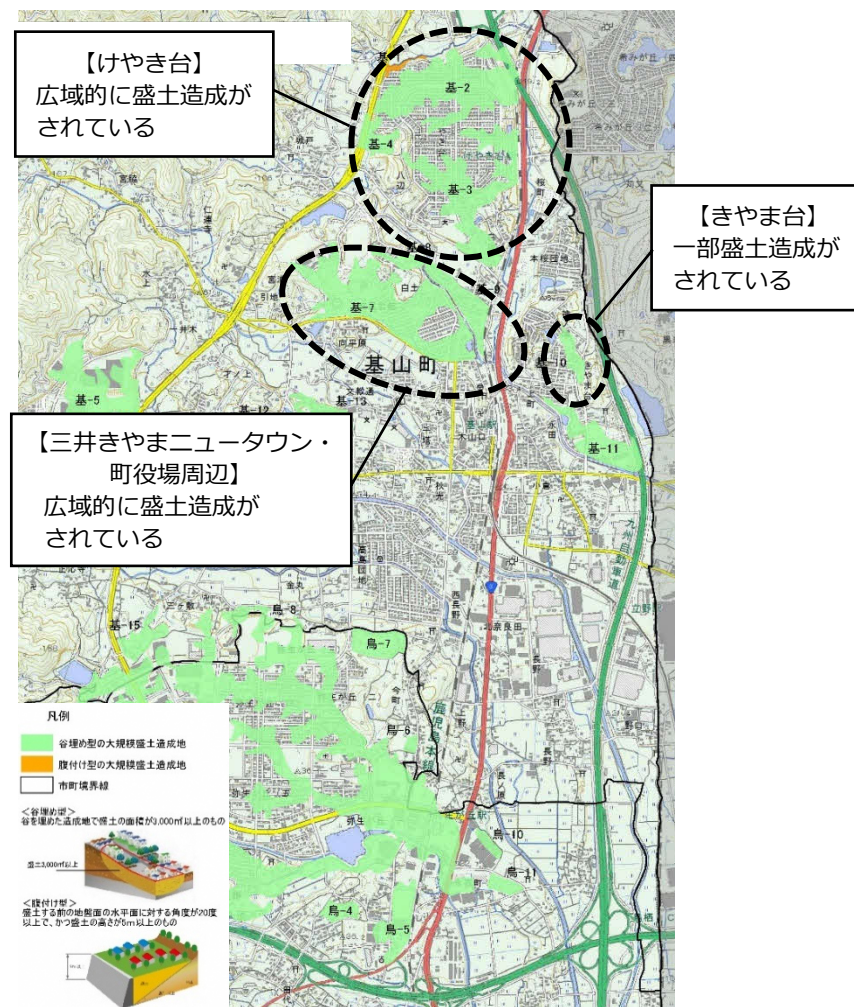
(4) 大規模盛土の造成状況

地震のほか、降雨による地下水位の変動等によって滑動崩落するおそれがあることから、大規模盛土造成地の状況を整理します。

佐賀県が平成30年に公表した安全性を確認すべき大規模盛土造成地マップに記載されている町内の大規模盛土造成地の状況を見ると、住宅等が立地している箇所ではけやき台や三井きやまニュータウン、町役場周辺において広域的に盛土造成がされているほか、きやま台の外縁部においても一部盛土造成がされています。

全ての大規模盛土造成地が危険であるとは限らないため、今後、安全性の把握を目的として変状の確認や地盤調査を行う予定です。

大規模盛土造成地の状況



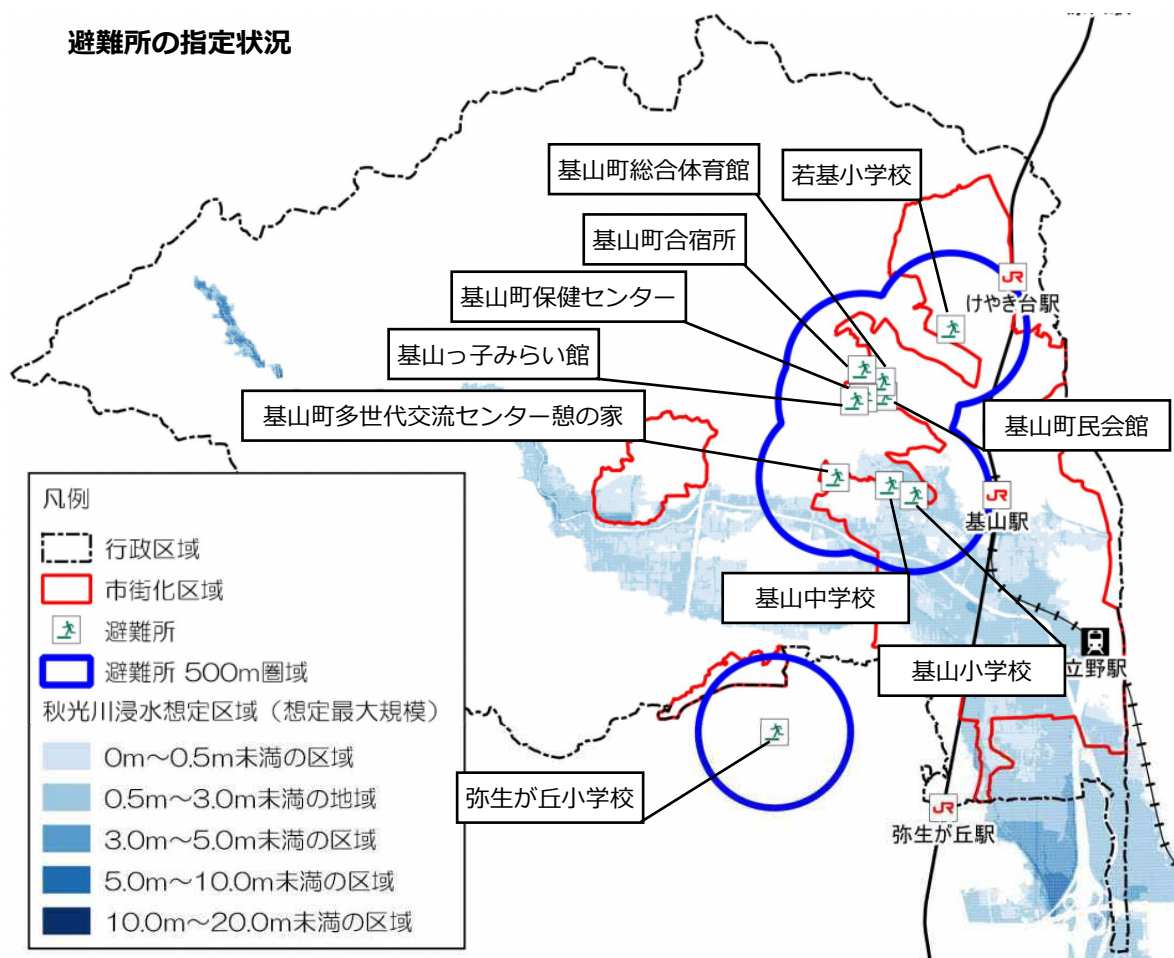
(5) 避難所の指定状況

町内に立地する小中学校や公共施設が避難所として指定されていますが、町の南側に避難所が立地していないことから隣接する鳥栖市との協定により、災害時には鳥栖市の避難所を利用することが可能となっています。

鳥栖市に立地する弥生が丘小学校の周辺地域は高台となっており、浸水想定区域にも設定されていません。そのため、洪水による避難者の受け入れは基山町からの避難者を含めても収容可能人数を上回ることとは発生しづらいと考えられます。

想定最大規模の降雨が発生した際には基山小学校と基山中学校が 0.5m 未満の浸水想定区域に含まれていますが、いずれも 2 階以上への垂直避難が可能な施設となっています。

また、コロナ禍においても災害時に円滑な避難行動をとるための「新型コロナウイルス等感染症に備えた避難所運営の手引き」を作成しており、感染症に対する対策を行った上で避難者を円滑に受け入れるための訓練を今後実施予定です。



出典：基山町洪水・土砂災害ハザードマップ

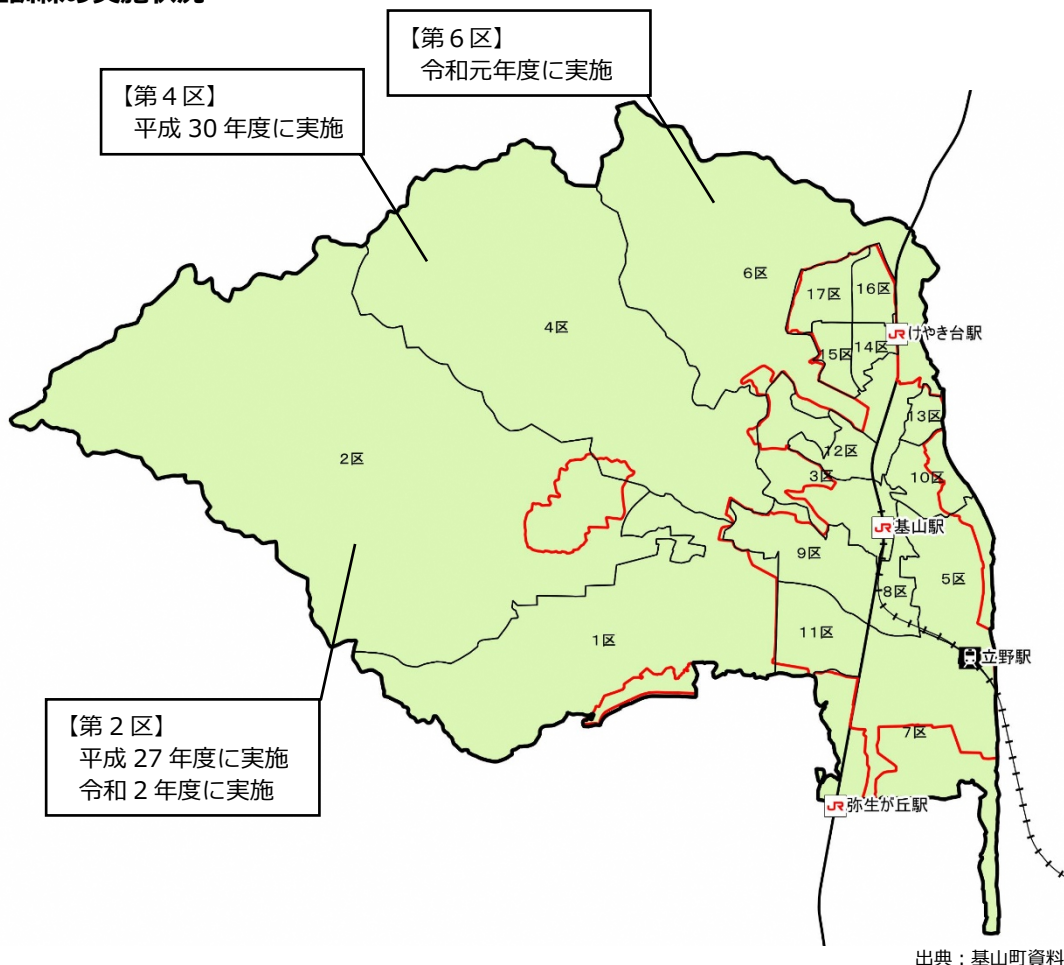
※弥生が丘小学校は、鳥栖市に立地しているものの、基山町民も利用可能

(6) 避難訓練の実施状況

町内における避難訓練の実施状況を見ると、平成 27 年度と平成 30 年度以降は住民や消防団、民生委員等を対象に実施しています。

いずれの避難訓練も 1 つの行政区を対象としており、平成 27 年度は第 2 区、平成 30 年度は第 4 区、令和元年度は第 6 区で実施しており、令和 2 年度は第 2 区で実施しています。

避難訓練の実施状況



① 各年度の避難訓練の実施状況

【平成 27 年度】

避難訓練名	佐賀県総合防災訓練 第 2 区避難訓練
日時	平成 2 7 年 5 月 1 7 日（日）8 時 3 0 分から
場所	基山町民会館
対象	第 2 区住民、佐賀県、基山町、鳥栖三養基地区消防事務組合、基山町消防団、手をつなぐ育成会、日本オストミー協会、柔道整復師会、日赤、HUG
参加人数	5 8 名

【平成 30 年度】

避難訓練名	第 4 区防災避難訓練
日時	平成 3 0 年 1 1 月 2 5 日（日）9 時から
場所	第 4 区公民館（町民会館の借用が出来なかったため。）
対象	第 4 区住民、洗心寮、第 4 部消防団（区長、区長代理、議員、民生委員、安全な町づくり推進委員）
参加人数	4 2 名（洗心寮 2 5 名含めて 6 7 名）

【令和元年度】

避難訓練名	第 6 区防災避難訓練
日時	令和元年 1 2 月 1 5 日（日）9 時から
場所	第 6 区公民館
対象	第 6 区住民、第 5 部消防団、株式会社ダイワ（ドローン捜索）（区長、区長代理、議員、民生委員、安全な町づくり推進委員）
参加人数	7 3 名

【令和2年度】

避難訓練名	第2区防災避難訓練
日時	令和3年2月28日（日）9時から
場所	第2区公民館
対象	第2区住民、第3部消防団、株式会社ダイワ（ドローン捜索）
参加人数	30名程度

（7）防災パトロールの実施状況

町内においては、毎年雨季前に町内の災害危険箇所や過去に災害があった箇所における防災パトロールを実施しています。

防災パトロール	
概要	関係部署との町内の災害危険箇所（レッドゾーン・イエローゾーン、浸水想定区域）や過去災害があった場所の情報共有及び事前点検を行う。
日時	雨季前
場所	基山町役場で概要説明後、現地確認
参加者	基山町役場（総務企画課、産業振興課、建設課）、佐賀県（東部土木事務所、東部農林事務所）、消防署、警察、自衛隊、地元消防団

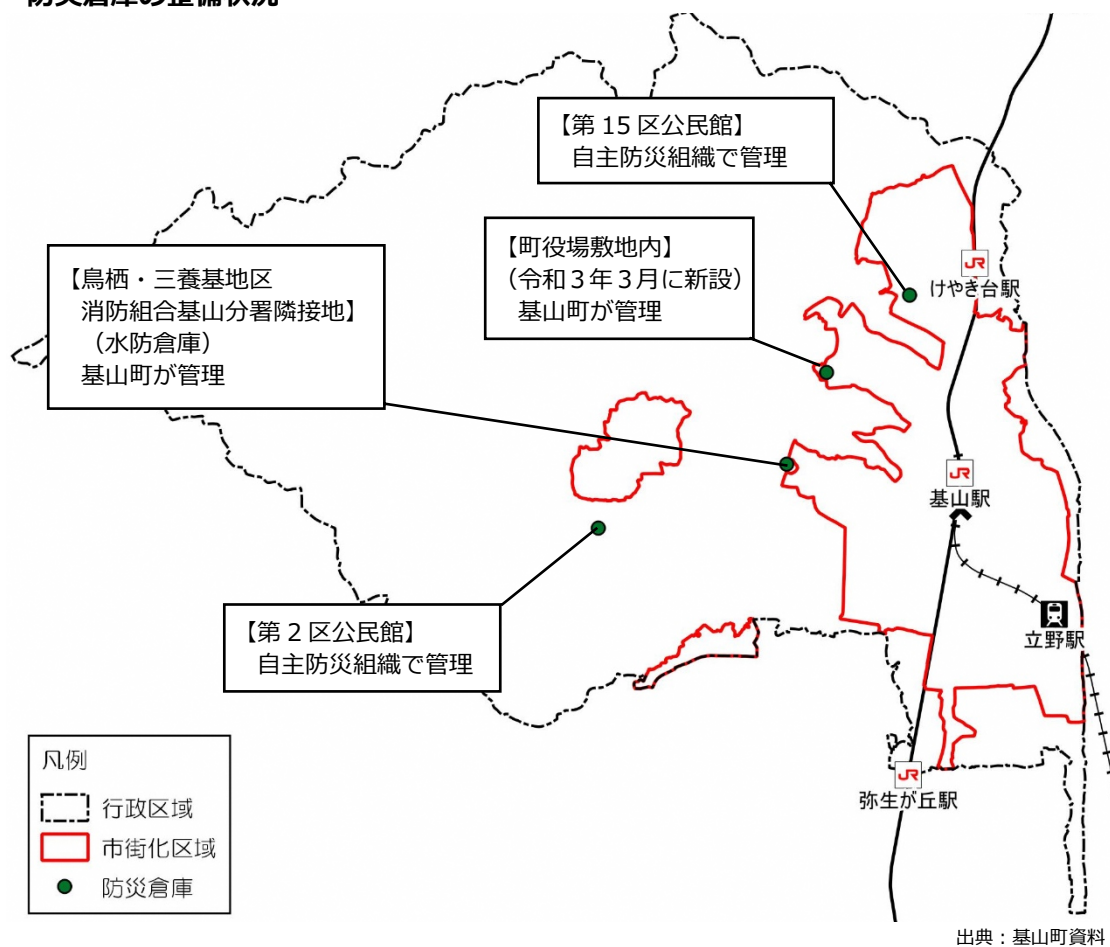
(8) 防災倉庫の整備状況

町内における防災倉庫の整備状況を見ると、第2区公民館と第15区公民館に整備がされており、それぞれ自主防災組織が管理しています。

そのほかには、鳥栖・三養基地区消防事務組合基山分署に隣接する町有地に水防倉庫が整備されており、こちらについては基山町が管理しています。

また、基山町役場敷地内において令和3年3月に防災倉庫を新たに整備し、こちらも基山町が管理しています。

防災倉庫の整備状況



(9) 災害リスクの高い地域における課題点の整理

居住誘導区域内で浸水想定区域に含まれている基山駅以南について、建物立地状況や避難所の状況から課題となる箇所を抽出します。

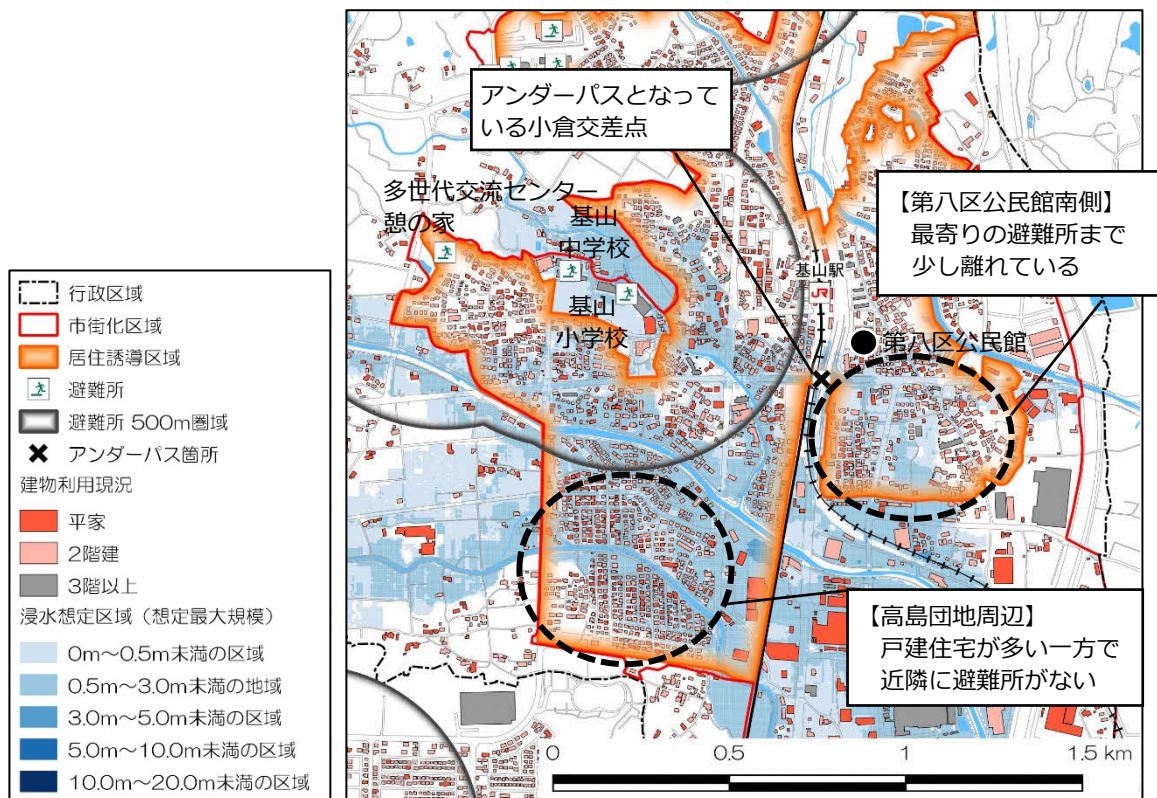
① 浸水想定区域（想定最大規模）と建物立地の状況

想定最大規模の浸水想定区域と建物立地の状況、避難所の状況を重ね合わせると、戸建て住宅が多く立地しているエリアが浸水想定区域にかかっている状況です。基山小学校・基山中学校周辺は最大で 3.0m 未満の浸水が想定されており、1 階部分が水没するような被害となりますが、近隣に垂直避難が可能な避難所（基山小学校、基山中学校、多世代交流センター憩の家）があるため、早期の避難活動によりリスクの軽減が可能と考えられます。

戸建住宅が多く立地する高島団地周辺においては、3.0m 未満の浸水が想定されており、1 階部分が水没するような被害が見込まれます。近隣に避難所が無いことから早期に避難を呼びかける必要があります。

第八区公民館南側の浸水想定区域のうち、住宅が多く立地しているエリアの浸水深はおおむね 0.5m 未満となっています。最寄りの避難所である基山小学校まで少し離れているため、出前講座などを活用して早期避難を事前に呼びかけるなどといった対策を行う必要があります。

浸水想定区域・建物高さ・避難所の状況



出典：都市計画基礎調査（平成 29 年度）、基山町洪水・土砂災害ハザードマップ、基山町資料

②浸水継続時間と将来的な人口分布の状況

想定最大規模の降雨があった際の浸水継続時間と 2040 年時点の人口分布を重ね合わせると、将来的にも高い人口集積が見込まれている高島団地周辺において、浸水継続時間が 12 時間未満となっている箇所があります。

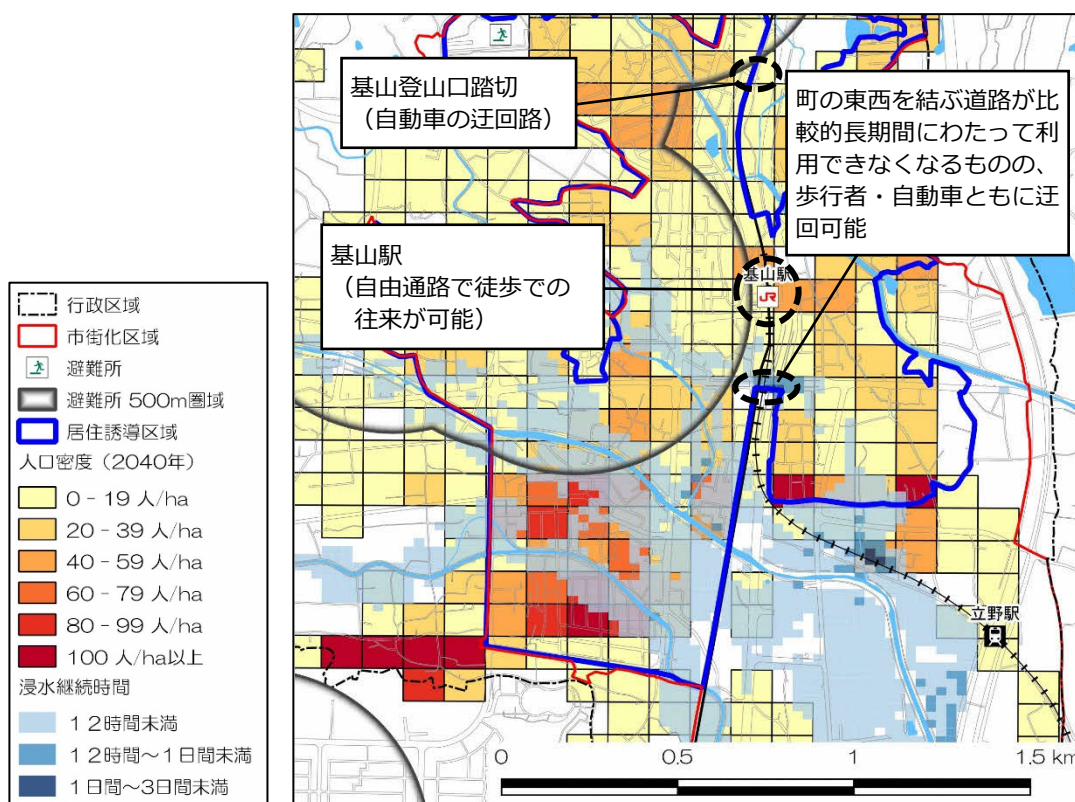
浸水時間が長期にわたる場合、これらの住民が避難する避難所においては、住民の長期間にわたる避難に対応するための備蓄等が望まれますが、町内の小売店等との連携によって、優先的に備品を提供していただける体制を構築しており、今後も継続して実施していく必要があります。

高島団地周辺から町内の最寄りの避難所である基山小学校に向かうには秋光川や山下川を渡る必要があることから、鳥栖市に立地する弥生が丘小学校へ避難する人も一定数想定されます。

アンダーパスとなっている小倉交差点は 1 日未満の浸水が想定されていますが、徒歩での避難路については基山駅の自由通路が使用可能であり、浸水想定区域を通らずに避難することが可能となっています。

自動車の往来についても小倉交差点の 1 km 北側に踏切（基山登山口踏切）があり、こちらが自動車の迂回路としての機能を有すると考えられます。

浸水継続時間、将来的な人口分布（2040 年）の状況



出典：国土数値情報、基山町洪水・土砂災害ハザードマップ

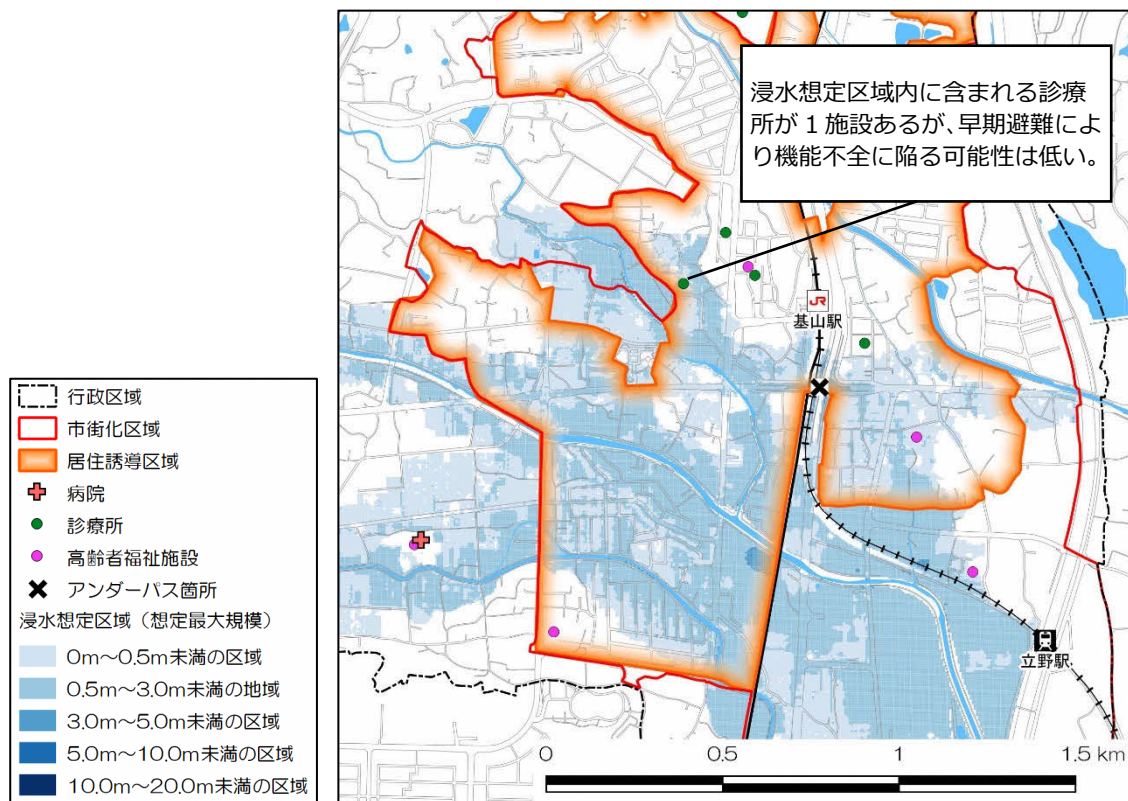
③浸水想定区域（想定最大規模）と医療施設（病院・診療所）、 高齢者福祉施設の状況

想定最大規模の浸水想定区域と病院、高齢者福祉施設の立地状況を重ね合わせると、病院（20床以上の病床を有する施設）、高齢者福祉施設については浸水想定区域に係る施設はありませんでした。

診療所については、基山駅の西側に立地する施設が0.5m未満の浸水想定が見込まれる箇所に1施設立地しています。

ただし、診療所には病床が無く入院患者もいないため、外来患者の早期避難を促すことによって完全に機能不全に陥る可能性は低いと推測されます。

浸水想定区域、病院、高齢者福祉施設の状況



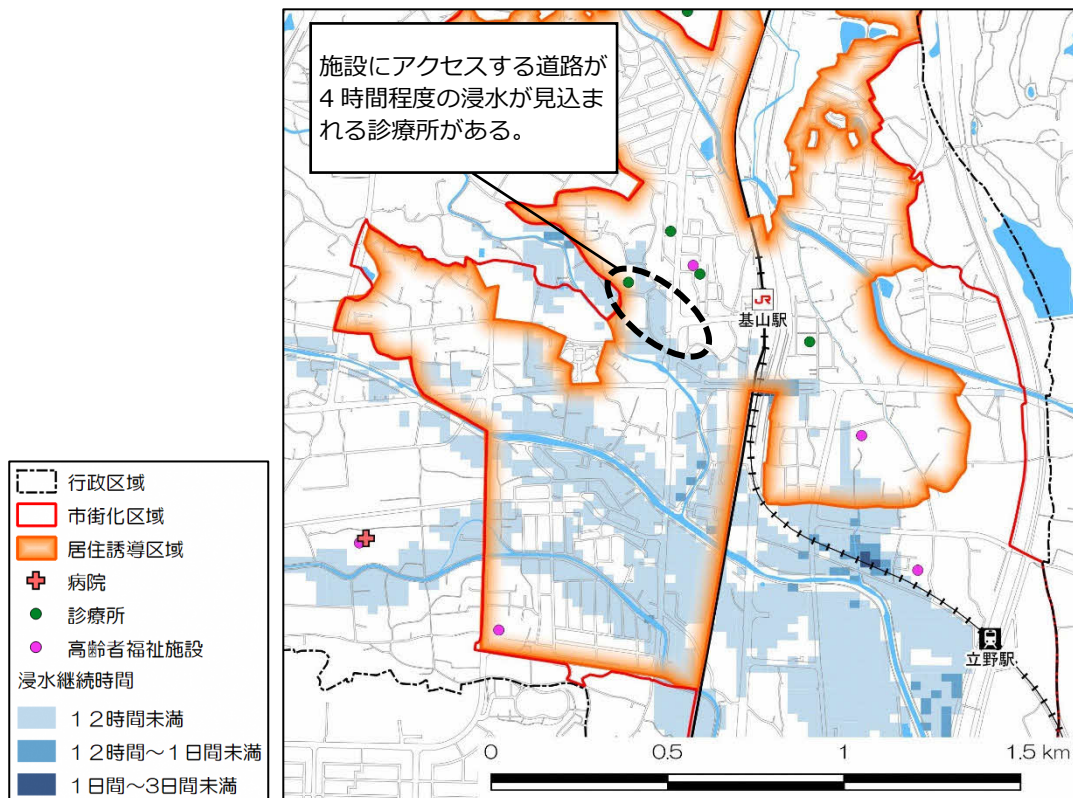
出典：国土数値情報、基山町洪水・土砂災害ハザードマップ、基山町資料

④ 浸水継続時間と医療施設（病院・診療所）、高齢者福祉施設の状況

想定最大規模の降雨があった際の浸水継続時間と医療施設、高齢者福祉施設の状況を重ね合わせたところ、長時間にわたって浸水が想定される病院や高齢者福祉施設は町内にはありませんでした。

診療所については施設にアクセスするための道路が4時間程度浸水する施設が1施設あるものの、診療所には病床が無く入院患者もいないため、早期に外来患者の避難を促すことで被害を抑制できるものと想定されます。

浸水継続時間、病院、高齢者福祉施設の状況

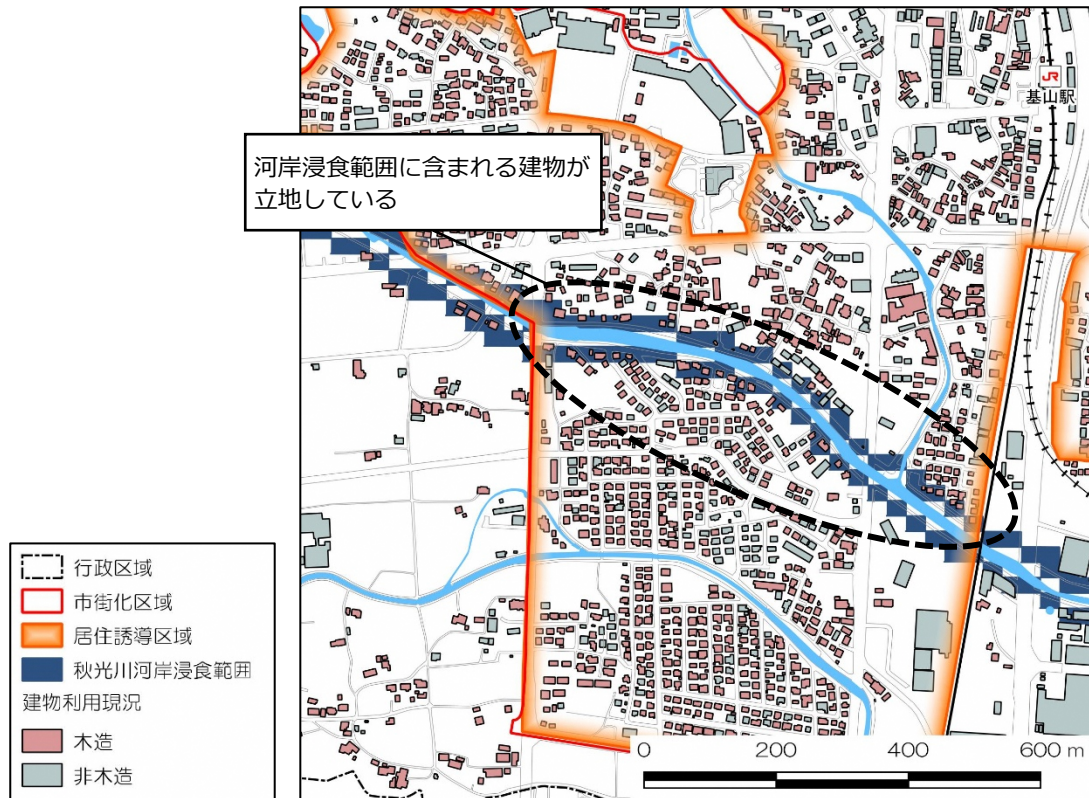


出典：国土数値情報、介護 DB、基山町洪水・土砂災害ハザードマップ

⑤ 河岸浸食の状況

想定最大規模の降雨があった際の河岸浸食や氾濫流の範囲と建物の立地状況を重ね合わせると、秋光川沿いに住宅が立地しており、これらが河岸浸食範囲にかかっている状況です。

河岸浸食の状況



出典：都市計画基礎調査（平成 29 年度）、国土数値情報、基山町洪水・土砂災害ハザードマップ

⑥課題点の整理

災害に対する基山町の現状を踏まえ、課題となる点を以下のとおり整理します。

土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域の状況

- 市街化区域の一部に土砂災害警戒区域と土砂災害特別警戒区域が指定されている。

大規模盛土の造成状況

- けやき台や三井きやまニュータウン、町役場周辺において広域的に盛土造成がされているほか、きやま台外縁部でも一部盛土造成がされている。

避難所の指定状況

- 避難者を円滑に受け入れるための避難所運営が望まれる。

浸水想定区域（想定最大規模）と建物立地の状況

- 基山小学校・基山中学校周辺は最大で 3.0m の浸水被害が想定されている。
- 高島団地周辺は最大で 3.0m の浸水被害が想定されているが、近隣に避難所が無い。
- 第八区公民館南側の住宅立地箇所は 0.5m 未満の浸水被害が想定されているが、最寄り避難所まで少し離れている。

浸水継続時間と将来的な人口分布の状況

- 高島団地周辺において浸水継続時間が 12 時間未満となっている箇所がある。
- 高島団地周辺の最寄りの避難所は基山小学校だが、避難するためには秋光川と山下川を渡る必要がある。
- 高島団地周辺から鳥栖市に立地する弥生が丘小学校へ避難する人も一定数想定される。
- アンダーパスである小倉交差点は 1 日未満の浸水が想定されている。

**浸水想定区域（想定最大規模）と医療施設（病院・診療所）、
高齢者福祉施設の状況**

- 浸水想定区域内に病院、高齢者福祉施設は立地していないものの、診療所が1施設立地している。

浸水継続時間と医療施設（病院・診療所）、高齢者福祉施設の状況

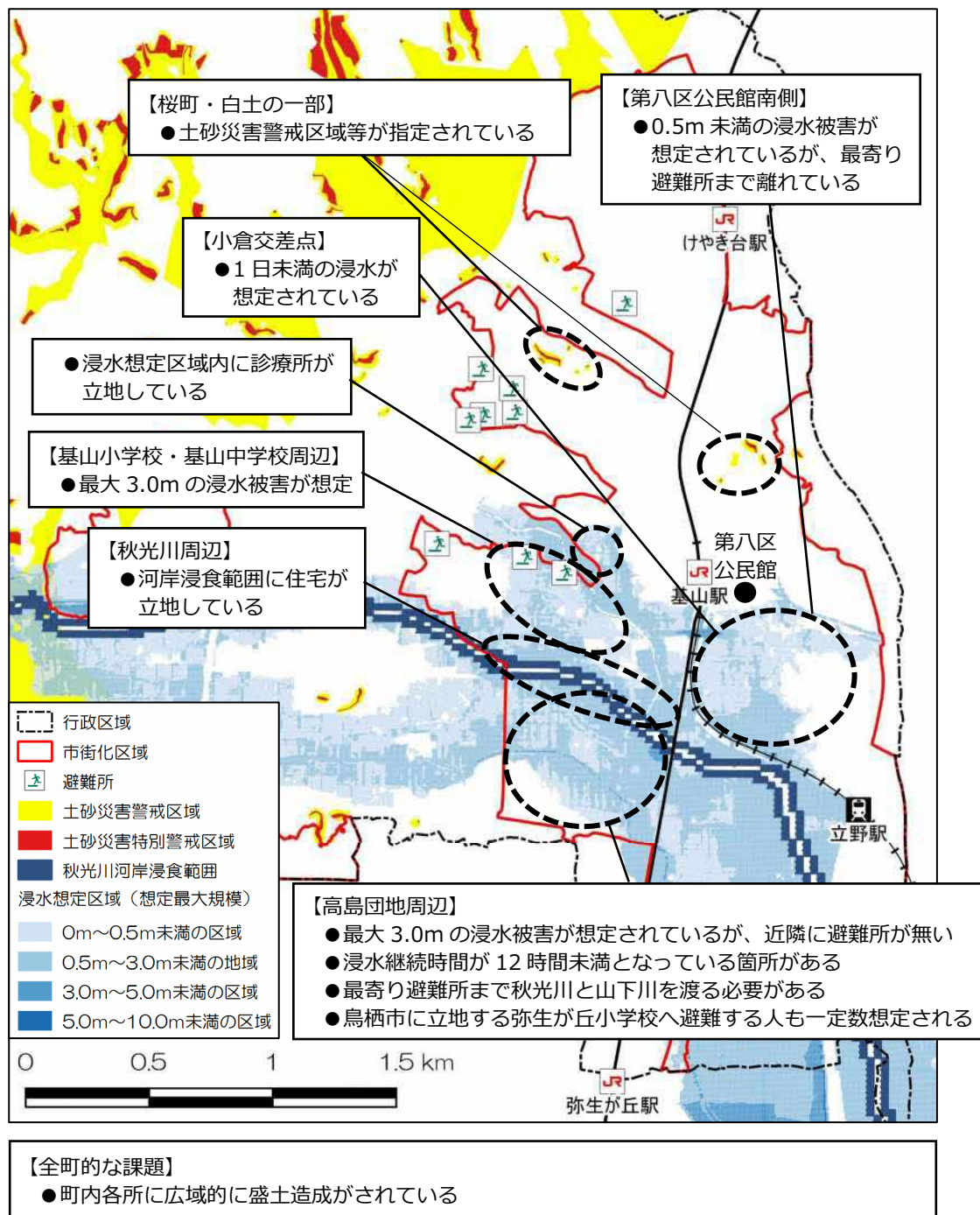
- 診療所にアクセスするための道路が4時間程度浸水する。

河岸浸食の状況

- 秋光川沿いの住宅が河岸浸食範囲にかかっている。

整理した課題点を地区ごとに再整理すると、以下のようになります。

各地区における課題



2 取組方針の検討

(1) これまでに取り組んでいる事項・検討すべき事項の整理

抽出した現状や課題点について、これまでに取り組んでいる事項や検討すべき事項について整理します。

過去の浸水被害の状況

- 過去の降雨災害を踏まえて実松川の浚渫及び堰の撤去を行った結果、直近の令和2年の大雨では10日間総雨量が740mm、時間最大雨量60mmを観測したものの、床下浸水は発生していない。



河川の定期的な浚渫等により、これまで経験したレベルの災害に対しての対応を実施

土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域の状況

- 市街化区域の一部に土砂災害警戒区域と土砂災害特別警戒区域が指定されている。



居住誘導区域外とすることで対応を実施

大規模盛土の造成状況

- けやき台や三井きやまニュータウン、町役場周辺において広域的に盛土造成がされているほか、きやま台外縁部でも一部盛土造成がされている。



全ての大規模盛土造成地が危険であるとは限らないため、今後、安全性の把握を目的として変状確認・地盤調査を行う予定

避難所の指定状況

- 町内の小中学校や公共施設が避難所として指定されているほか、協定により隣接する鳥栖市の避難所も利用が可能である。



鳥栖市の避難所（弥生が丘小学校）は高台に立地しており、浸水想定区域外であることから、豪雨災害時に収容可能人数を上回るような避難者は発生しづらい

- 避難者を円滑に受け入れるための避難所運営が望まれる。



コロナ禍においても避難者を円滑に受け入れるための手引きを作成しており、今後避難者を受け入れるための訓練を実施予定

浸水想定区域（想定最大規模）と建物立地の状況

- 基山小学校・基山中学校周辺は最大で 3.0m の浸水被害が想定されている。
- ➡ 近隣に垂直避難が可能な避難所（基山小学校・基山中学校・多世代交流センター憩の家）があり、早期避難を促す
- 高島団地周辺は最大で 3.0m の浸水被害が想定されているが、近隣に避難所が無い。
- ➡ 検討すべき事項（P165～167 に方針を記載）
- 第八区公民館南側の住宅立地箇所は 0.5m 未満の浸水被害が想定されているが、最寄り避難所まで少し離れている。
- ➡ 検討すべき事項（P165～167 に方針を記載）

浸水継続時間と将来的な人口分布の状況

- 高島団地周辺において浸水継続時間が 12 時間未満となっている箇所がある。
- ➡ 町内の小売店舗等との連携によって、優先的に備品を提供していただける対策を構築しており、これを継続させることで長期避難に対する対応を実施
- 高島団地周辺の最寄りの避難所は基山小学校だが、避難するためには秋光川と山下川を渡る必要がある。
- ➡ 検討すべき事項（P165～167 に方針を記載）
- 高島団地周辺から鳥栖市に立地する弥生が丘小学校へ避難する人も一定数想定される。
- ➡ 鳥栖市の避難所（弥生が丘小学校）は高台に立地しており、浸水想定区域外であることから、豪雨災害時に収容可能人数を上回るような避難者は発生しづらい
- アンダーパスである小倉交差点は 1 日未満の浸水が想定されている。
- ➡ 徒歩での避難路として基山駅の自由通路が利用可能であるほか、自動車の往来についても 1 km 北側の踏切が迂回路としての機能を有しているため、早期避難を促す

**浸水想定区域（想定最大規模）と医療施設（病院・診療所）、
高齢者福祉施設の状況**

- 浸水想定区域内に病院、高齢者福祉施設は立地していないものの、診療所が1施設立地している。



診療所には病床が無く入院患者もいないため、外来患者の早期避難を促すことで、完全に機能不全に陥る可能性は少ない

浸水継続時間と医療施設（病院・診療所）、高齢者福祉施設の状況

- 診療所にアクセスするための道路が4時間程度浸水する。



診療所には病床が無く入院患者もいないため、外来患者の早期避難を促すことで、被害の抑制を目指す

河岸浸食の状況

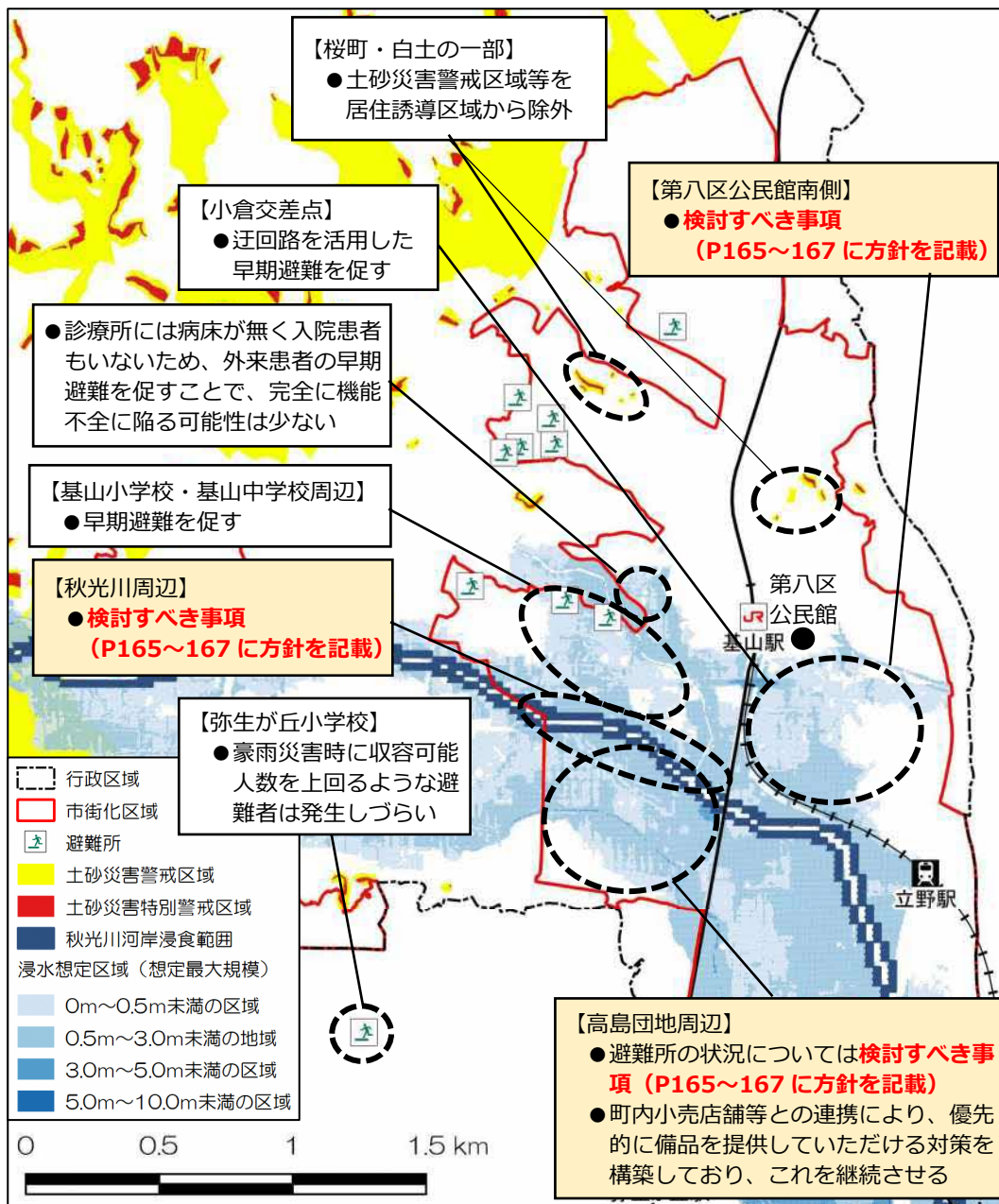
- 秋光川沿いの住宅が河岸浸食範囲にかかっている。



検討すべき事項（P165～167に方針を記載）

整理した取組事項を地区ごとに再整理すると、以下のようになります。

各地区における取組事項



【全町的な取組事項】

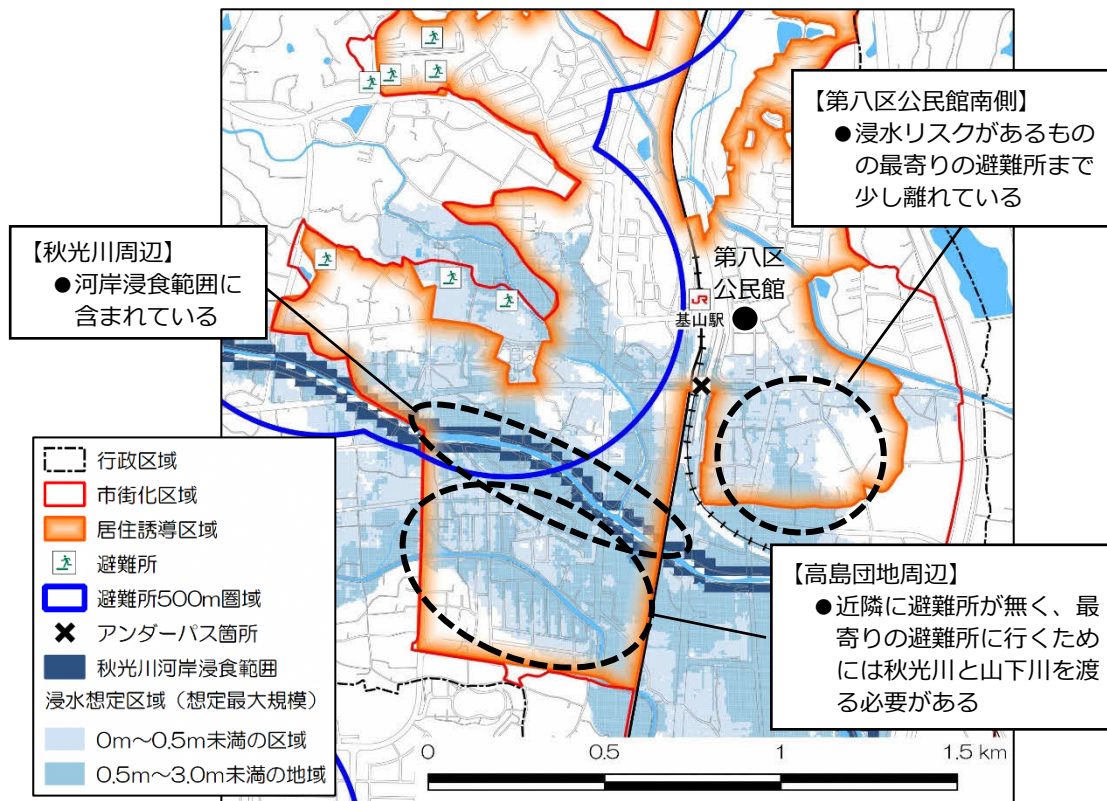
- 河川の定期的な浚渫等により、これまで経験したレベルの災害に対しては対応を実施
- すべての大規模盛土造成地が危険とは限らないため、今後、安全性の把握を目的として変状確認・地盤調査を行う予定
- コロナ禍においても避難者を円滑に受け入れるための手引きを作成しており、今後避難者を受け入れるための訓練を実施予定

(2) 検討すべき事項の整理

整理した課題のうち、検討すべき事項を箇所ごとに整理します。

高島団地周辺	●最大で 3.0m の浸水被害が想定されているが、近隣に避難所が無い。 ●最寄りの避難所は基山小学校だが、避難するためには秋光川と山下川を渡る必要がある。
第八区公民館 南側	●0.5m 未満の浸水被害が想定されているが、最寄り避難所まで少し離れている。
秋光川周辺	●河岸浸食範囲にかかっている。

検討すべき事項と該当箇所



出典：国土数値情報、基山町洪水・土砂災害ハザードマップ

検討すべき事項を踏まえ、取組方針を以下のとおり設定します。

①高島団地周辺における取組方針

近隣に避難所が無く、町内の避難所に避難する際には秋光川や山下川を渡る必要があるため、早期段階から避難を呼びかけるほか、避難が難しい場合は鳥栖市に立地する弥生が丘小学校への避難が可能である旨を周知し、被害を最小限に抑えることを目指します。

②第八区公民館南側

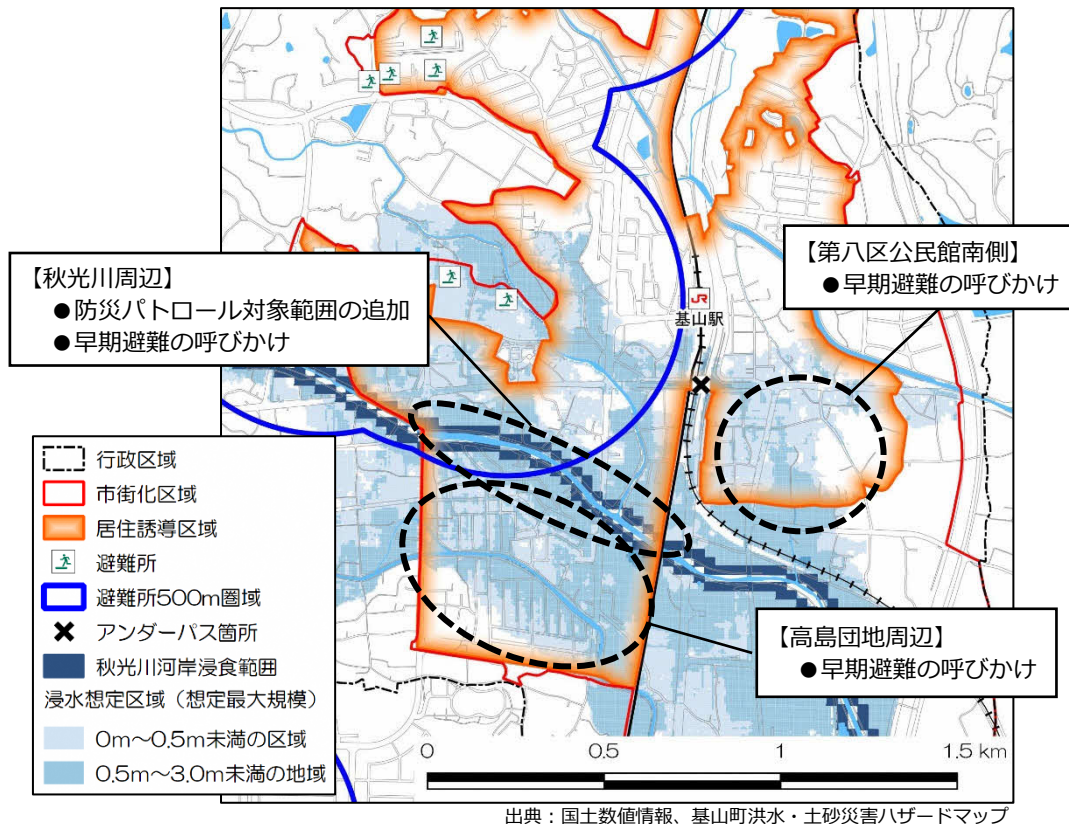
近隣に避難所が整備されておらず、最寄りの避難所である基山小学校に向かう際には若干距離があるため、早期避難などといったアナウンスを呼びかけることで、被害を最小限に抑えることを目指します。

③秋光川周辺

秋光川沿いに住宅が立地しており、これらが想定最大規模の降雨が発生した際の河岸浸食範囲にあるため、当該エリアにおいては、防災パトロールの対象範囲に追加し、河川巡視などの対策を強化します。また、河岸浸食範囲内の住宅に関しては早期避難の呼びかけを行い、被害を最小限に抑えることを目指します。

防災パトロール	
概要	関係部署との町内の災害危険箇所（レッドゾーン・イエローゾーン、浸水想定区域）や過去災害があった場所の情報共有及び事前点検を行う。
日時	雨季前
場所	基山町役場で概要説明後、現地確認
参加者	基山町役場（総務企画課、産業振興課、建設課）、佐賀県（東部土木事務所、東部農林事務所）、消防署、警察、自衛隊、地元消防団

地区ごとの取組方針



3 具体的な取組、目標値の検討

防災・減災に向けて町として取り組むべき事項を整理するほか、災害に強いまちづくりを目指すための目標値を検討します。

(1) 町として取り組むべき事項

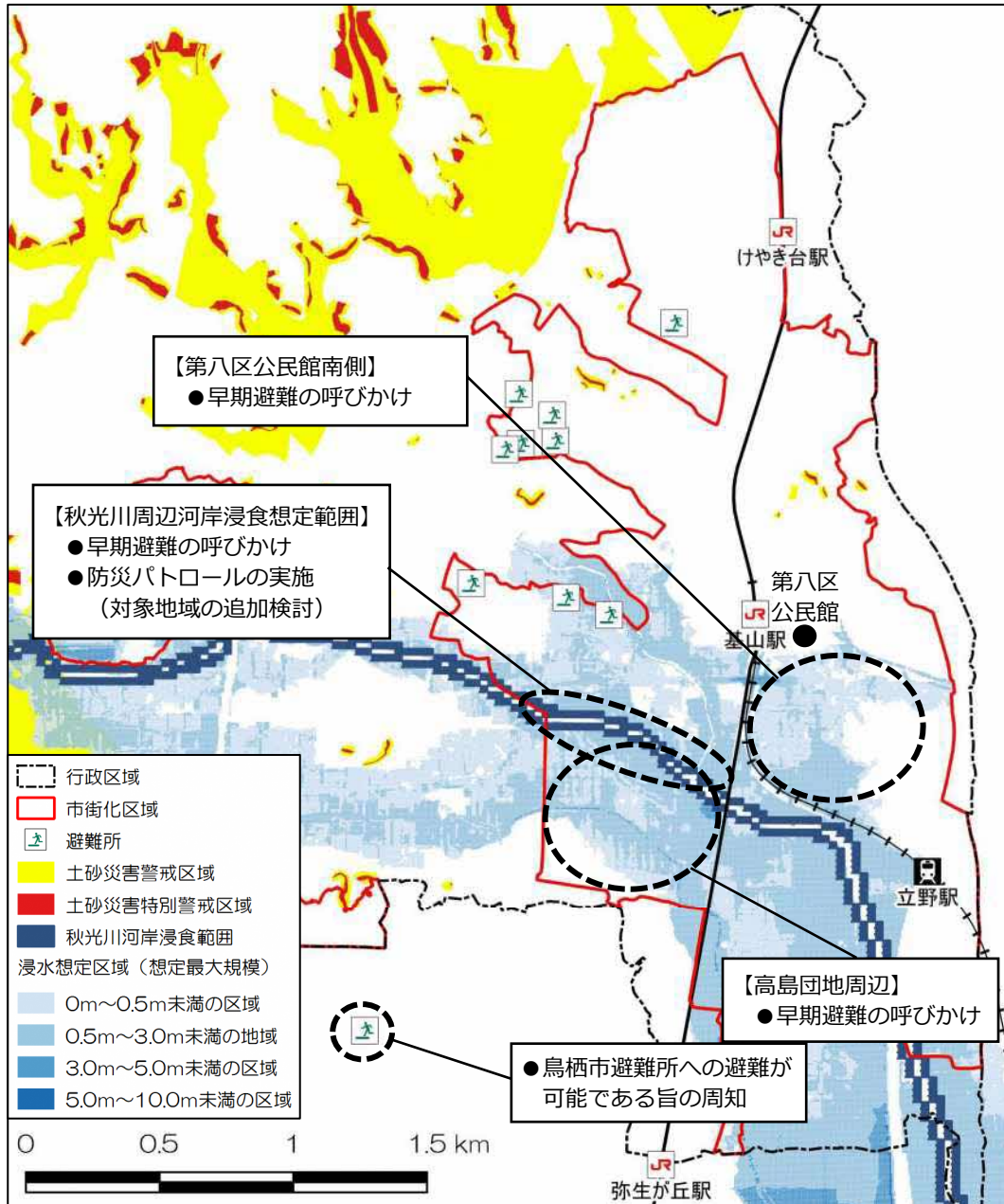
これまでに取り組んでいる事項については、今後も継続的に実施します。

ハード面での取り組み	
	防災倉庫の建設
	防災行政無線の更新
	大規模盛土造成地における安全性調査・対策実施

ソフト面での取り組み	
	浸水想定区域（高島団地周辺・第八区公民館南側）・秋光川河岸浸食想定範囲における早期避難の呼びかけ
	鳥栖市避難所への避難が可能である旨の周知
	「新型コロナウイルス等感染症に備えた避難所運営の手引き」に基づく訓練の実施
	防災訓練の実施
	自主防災組織に対する支援
	防災パトロールの実施（秋光川河岸浸食想定範囲の対象地域追加検討）
	啓発活動（出前講座等）の実施
	災害時の防災協定の締結（スーパー等からの食料品、医薬品等の優先提供、自衛隊による災害障害物の撤去・応急復旧等）

町として取り組むべき事項を地区ごとに再整理すると、以下のようになります。

地区ごとの町として取り組むべき事項



【全町的に取り組むべき自己応】

- 防災倉庫の建設 ●防災行政無線の更新
- 大規模盛土造成地における安全性調査・対策実施
- 「新型コロナウイルス等感染症に備えた避難所運営の手引き」に基づく訓練の実施
- 防災訓練の実施 ●自主防災組織に対する支援 ●啓発活動（出前講座）の実施
- 災害時の防災協定の締結（スーパー等からの食料品、医薬品等の優先提供、自衛隊による災害障害物の撤去・応急復旧等）

(2) 目標値の検討

町として取り組むべき事項を踏まえ、目標値を以下のとおり設定します。

① 防災倉庫の整備

自主防災組織が管理するものを含め、町全体における防災倉庫の整備箇所数を目標値として設定します。

	現状 (令和 2 年時点)	目標値 (令和 22 年)
防災倉庫の整備箇所数	4 箇所	9 箇所

※過去の整備ペースを基に算出

② 「新型コロナウイルス等感染症に備えた避難所運営の手引き」に基づく訓練の実施

「新型コロナウイルス等感染症に備えた避難所運営の手引き」に基づく訓練の実施については、年間あたりの訓練実施回数を目標値として設定します。

	現状 (令和 2 年時点)	目標値 (令和 3 年以降)
「新型コロナウイルス等感染症に備えた避難所運営の手引き」に基づく訓練の実施回数	0 回	1 回/年

③ 防災訓練の実施

防災訓練の実施については、年間あたりの防災訓練実施回数を目標値として設定します。

	現状 (令和 2 年時点)	目標値 (令和 3 年以降)
防災訓練の実施回数	1 回	1 回/年

※過去 3 年間の平均値を基に算出

④ 防災パトロールの実施

防災パトロールの実施については、防災パトロールの実施回数を目標値として設定します。

	現状 (令和2年時点)	目標値 (令和3年以降)
防災パトロールの 実施回数	1回	1回/年

※過去3年間の平均値を基に算出

⑤ 啓発活動の実施

啓発活動の実施については、自主防災組織に対する出前講座実施回数を目標値として設定します。

	現状 (令和2年時点)	目標値 (令和3年以降)
出前講座の実施回数	4団体	5団体/年

※過去3年間の平均値を基に算出

基山町 立地適正化計画
令和3年3月

発 行：基山町 定住促進課 都市計画係
住 所：〒841-0204
佐賀県三養基郡基山町大字宮浦666
電 話：0942-92-7920
FAX：0942-92-0741